

平成 21 年度

包括外部監査結果報告書

下関市包括外部監査人

木村 弘巳

第1. 包括外部監査の概要.....	1
1. 監査の種類.....	1
2. 選定した特定の事件.....	1
(1) 包括外部監査対象.....	1
(2) 包括外部監査対象期間.....	1
3. 事件を選定した理由.....	1
4. 包括外部監査の方法.....	1
(1) 監査対象機関.....	1
(2) 主たる監査要点.....	1
(3) 主な監査手続.....	2
5. 包括外部監査の実施期間.....	2
6. 包括外部監査人を補助した者.....	2
7. 利害関係.....	2
第2. 包括外部監査の対象の概要.....	3
1. 公営競技の概要.....	3
(1) 公営競技の考え方.....	3
(2) 公営競技全体を取り巻く昨今の状況.....	3
2. 競艇について.....	4
(1) 競艇とは.....	4
(2) 平成20年度における競艇の動向.....	4
3. 下関市競艇事業の概要.....	5
(1) 沿革.....	5
(2) 競艇場設置の目的.....	6
(3) 施設・組織等の概要.....	6
4. 下関市競艇場の周辺環境.....	9
5. 売上金の流れ（関連団体との関係・交付金交付状況）.....	11
(1) 自場開催.....	11
(2) 受託発売.....	13
6. 入場者数等の推移.....	15
7. 決算の状況.....	18
8. 一般会計への繰出金の状況（下関市財政との関係）.....	20

第3. 監査の結果及び意見.....	22
1. 継続的に収益を生み出せる経営体制の確立に向けて .....	23
(1) 財務分析.....	23
(2) 美祢市萩市競艇組合との事務委託契約の妥当性について .....	30
(3) 場外発売場.....	32
(4) 人件費の効率化について.....	36
(5) テナントについて.....	40
(6) 有料指定席の利用状況について.....	42
(7) 広告宣伝の実施について（折込チラシ実施による効果検証について） .....	47
2. 総括的意見（将来に向けて） .....	49
(1) 組織体制・経営手法の再構築について .....	50
(2) 競艇事業の制度上の改善要望について .....	52
3. その他個別論点.....	53
(1) 現金管理状況.....	53
(2) 固定資産（備品） 全般的な管理の状況について .....	54
(3) 固定資産（施設・設備） 利用状況について.....	56
(4) 固定資産 女性・子供室の利用状況について .....	58
(5) 片道交通費の負担サービスについて.....	59
(6) 未発行舟券ロールの保管方法.....	62
(7) ファンサービス用品の管理.....	63
(8) 工事請負契約.....	64
(9) 業務委託契約 競艇事業局にて実施した指名競争入札 .....	69
(10) 業務委託契約 随意契約.....	72

（報告書における各種数値は端数処理の関係上、関連する単純合計や単純除算と一致しない場合がある。）

# 第 1. 包括外部監査の概要

## 1. 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び第 2 項に基づく包括外部監査

## 2. 選定した特定の事件

### (1) 包括外部監査対象

下関市競艇事業特別会計の財務事務の執行と経営に係る事業の管理について

### (2) 包括外部監査対象期間

平成 20 年度（自平成 20 年 4 月 1 日 至平成 21 年 3 月 31 日）

ただし、必要に応じて過年度及び平成 21 年度の一部についても監査対象とする。

## 3. 事件を選定した理由

昭和 29 年の開設以来、競艇事業の一般会計への繰出金は累計で約 639 億円にのぼり、市の財政に大きく貢献してきた。しかし、近年の競艇事業を取り巻く環境は、ファン層の高齢化や来場者数の減少に伴い縮小傾向にある。下関競艇においても売上の減少は顕著で、市の財政への寄与が乏しくなっている現状、時代の変化に対応した事業の将来性を模索することが喫緊の課題となってきた。

そこで、収益事業として市の財政に資すべき競艇事業が、経済的かつ効率的に実施されていることを確認することは有意義であると判断して、特定の事件に選定した。

## 4. 包括外部監査の方法

### (1) 監査対象機関

競艇事業局競艇事業課

### (2) 主たる監査要点

- 1) 競艇事業の現状は、当初の設置目的にかなったものであるか。

- 2) 契約の方法は、法令等に準拠して適正に行われているか。
- 3) 出納管理は所定の手続にしたがって適正に行われているか。
- 4) 美祢市萩市競艇組合の開催にかかる費用の負担は適正なものであるか。
- 5) 固定資産の管理が適切に行われているか。
- 6) 事務、事業が経済性、効率性、有効性の観点から適切に執行されているか。

(3) 主な監査手続

主たる監査要点に基づき、関係者への質問、関係書類・帳票類等の閲覧、突合及び現場視察等を実施し、その実態を調査検討する。

なお、監査は試査を基本としており、記載したもの以外にも同様の検討事項がある可能性がある。

5. 包括外部監査の実施期間

自 平成 21 年 7 月 22 日 至 平成 22 年 3 月 25 日

6. 包括外部監査人を補助した者

公認会計士 経塚 義也、森 泰文、廣島 直樹

その他 宗本 徹彦、山口 直孝、本司 敬宏

7. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第2. 包括外部監査の対象の概要

### 1. 公営競技の概要

#### (1) 公営競技の考え方

公営競技とは、自治体又は特定の公営団体が開催し、投票券を発売する競技である。日本で開催されている公営競技は、競馬、競輪、競艇、オートレースの4つである。公営競技は、その収益を何らかの形で社会に還元していることから、刑法で禁止されている賭博行為の例外として認められている。

公営競技の歴史は、戦後復興期に遡る。すなわち、戦後復興支援の一環として公営競技で得た収益を使って公益事業の充実や財政健全化に寄与することに、その存在意義があった。時代背景こそ大きく変化したが、公営競技が存在できるのは当初の目的が成立してこそだともいえる。

それゆえ、「収益を社会に還元できない＝赤字事業になる」のであれば、直ちにその存在意義を失ってしまう性質の事業であり、公営競技の将来を検討するうえで、この考え方は極めて重要な前提となる。

#### (2) 公営競技全体を取り巻く昨今の状況

2009「レジャー白書」によれば、公営競技の売上は17年連続の減少となり、その減少傾向に底の見えない状況が続いている。平成19年は競艇や地方競馬、オートレースで一時的な下げ止まりの傾向が見られたが、平成20年は再び全ての競技が減少に転じた。入場者数は前年比8.4%の減少となり、公営競技ファンの減少はますます進行している。場外発売は頭打ちになる中、電話投票・インターネット発売の増加は顕著で、発売チャンネルは確実に変化している。各公営競技の経営状態は決して良好とはいえないが、包括的民間委託を進める施行者が増加し、競輪や競艇の場外発売場などでの併設の動きも進み、施設を効率的に活用してコスト削減を図る意識が高まりつつある。その一方で、ファンの高齢化は着実に進行しており、若年層を中心とした新規ファン獲得が急務である。

## 2. 競艇について

### (1) 競艇とは

競艇とは、各レース 6 名の選手が出場し、競走水面と呼ばれる巨大なプールの中を 3 周し、その順位を競うものである。選手構成は男女混合かつ男女同条件下で競われる。各レースの選手の順位が賭けの対象となり、賭けの方法は、舟券と呼ばれる単勝式・複勝式・普通二連勝複式・拡大二連勝複式・二連勝単式・三連勝複式・三連勝単式の計 7 種類の投票券を購入することで行われる。

舟券の購入及び払戻金の受取は、競艇場及び場外発売場の窓口で行う方法と、登録した金融機関の口座上において行う電話投票の方法がある。近年では、電話投票の利用者数が増加傾向にある。

競技に利用するボート及びモーターはレースを開催する各競艇場に用意されており、各選手の使用するボート及びモーターは抽選によって決定する。ただし、モーターに接続するプロペラは選手の私物であり、ボートの操作技術、モーターの整備技術及びプロペラの加工技術が勝敗の決め手となる。

### (2) 平成 20 年度における競艇の動向

2009「レジャー白書」によれば、競艇売上は、前年比 0.2%減とほぼ横ばいとなった。開催日数は前年より 101 日少なくなり、1 日平均売上高は前年比 2.2%増加している。場外の売上高が前年比 0.6%増、電話投票は 15.8%も増加し、本場の売上減をカバーした。入場者数は大幅に減少したが、一人当たりの購買額は若干増加した。

平成 20 年度は「競艇新生元年」と位置づけられ、様々な施策が展開された。モーターボート競走法の改正により、各競艇場で審判、検査等のモーターボート競走の競技運営を行ってきた全国 18 都府県の「モーターボート競走会」と、選手の養成訓練、斡旋事務を行ってきた「全国モーターボート競走会連合会」が「財団法人日本モーターボート競走会」に一元化され、全国的な広域発売に対応した競技ルール統一や全国規模の施策実施が行われるようになった。

場外発売場は建設ラッシュが継続し、競輪とのコラボレーション企画では全国で初めて異なる施行者間及び場外発売場の相互発売の試みがみられた。

### 3. 下関市競艇事業の概要

#### (1) 沿革

- 26年 6月 18日 モーターボート競走法の成立。
- 29年 8月 24日 全国19番目の「モーターボート指定市」となる。
- 10月 22日 初開催。（初日 売上額 3,979,800円 入場者数3,205人）
- 32年 9月 1日 騒擾発生。
- 42年 3月 27日 美祢市、萩市、豊浦町、菊川町の2市2町競艇組合營で初開催。
- 57年 3月 4日 早朝外向前売発売を開始。
- 58年 7月 23日 全国初のサマータイムレースを4日間レース開催。
- 63年 11月 23日 電話投票開始。
- 3年 2月 8日 セミマルチユニット券発売開始。
- 5年 10月 28日 自動発艇装置設置。
- 6年 6月 7日 復路便無料直行バス運転開始。（下関駅行）
- 7年 4月 1日 瀬戸内地区共通電話投票の発売開始。
- 9年 10月 22日 西スタンド3、4階有料席の無料化。
- 11年 4月 21日 「ボートピア高城」共同使用開始。
- 9月 18日 中央スタンド、中央門・前売・事務所棟竣工 供用開始。
- 12年 9月 5日 掃海詰所新設。（総工費 14,049千円）
- 13年 8月 14日 三連勝式投票法導入。（総工費 1,532,055千円）  
（センター機器及び西スタンド端末機改修、PDP設備設置）
- 17年 2月 13日 下関市と豊浦郡4町が合併。  
美祢市ほか1市4町競艇組合から、豊浦町、菊川町、豊田町、豊北町の4町が脱退。
- 2月 17日 西スタンド1階、3階に自動販売機（T6）及び自動発払機45台を導入し運用開始。
- 5月 31日 中央スタンド1階、3階、4階、ロイヤル席に自動販売機（T6）及び自動発払機35台を導入し運用開始。
- 19年 3月 31日 「ボートピア高城」における発売を中止。

(2) 競艇場設置の目的

モーターボート競走は、モーターボートその他の船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造事業並びに海難防止事業の振興に寄与し、海事思想の普及事業、体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に資するとともに、地方財政の改善を図ることを目的としている（モーターボート競走法第1条）。

(3) 施設・組織等の概要

1) 施行者

下関市、美祢市萩市競艇組合

2) 施設の所有

下関市

3) 競艇実施状況（平成20年度）

開催日数	186日	(美祢市萩市競艇組合24日を含む)
総売上高	21,124,854,200円	(電話投票、場間場外発売含む)
1日平均売上高	113,574,484円	
総利用者人員	2,700,831人	
総入場者人員	405,921人	
1日平均入場人員	2,182人	

4) 組織と人員(競艇場職員数及び定時・臨時従業員数)

(平成21年4月現在)

		職員	嘱託職員	合計	備考・事務分掌	
競艇事業局		21	19	40		
	局長	1		1		
	局次長	1		1		
	競艇事業課	19	19	38		
		課長	1		1	
		主幹	1		1	
		主査	1		1	施設係長・整備係長事務取扱
		庶務係	4	6	10	競艇の企画、関係団体との連絡調整 予算経理・物品管理及び競艇事業基金 局・課の庶務、局内他係の所管に属しないこと 嘱託内訳(医師2、看護師2、事務補助1、運転手1)
		施設係	2	1	3	施設(水上施設を除く)の管理・営繕 施設防災に関すること 嘱託内訳(施設防災1)
		業務係	7	12	19	競艇の宣伝・番組・賞典 投票業務の実施及び企画改善 従業員の人事・労務・給与・安全 研修・報償・表彰、保健衛生・福利厚生 場外発売に関すること 場外発売の関係官公署との連絡調整 場内の警備及び取締り 嘱託内訳(場内警備9、非開催日払戻2、産業医1)
整備係		3		3	モーターボートの整備 水上施設の管理・営繕	

競艇事業局職員数及び登録従業員(開催従業員)数の推移は以下のとおりである。

競艇事業局職員

	平成18年 4月現在	平成19年 4月現在	平成20年 4月現在	平成21年 4月現在
職員	25人	24人	23人	21人
嘱託職員	16人	16人	17人	19人
合計	41人	40人	40人	40人

登録従業員(開催従業員)

	平成18年 4月現在	平成19年 4月現在	平成20年 4月現在	平成21年 4月現在
登録従業員数	204人	165人	134人	118人
発売・払戻関係	121人	102人	84人	77人
その他	83人	63人	50人	41人
平均年齢	55.1歳	55.2歳	55.2歳	55.6歳
離職者数	39人	31人	16人	
平均勤続年数	25.4年	26.4年	26.8年	
離職餞別金総額	8,070万円	6,672万円	3,418万円	
離職餞別金一人平均	207万円	215万円	214万円	

競艇事業局職員数については近年において大きな変動はない一方で、登録従業員（開催従業員）数は年々減少している。登録従業員（開催従業員）とは、投票関係、番組放送関係、顧客サービス関係などの業務に携わる日々雇用の従業員で、臨時的任用による一般職のことをいうが、近年の業務合理化（自動発払機の導入、業務の外部委託等）の推進に伴い減少が続いている。

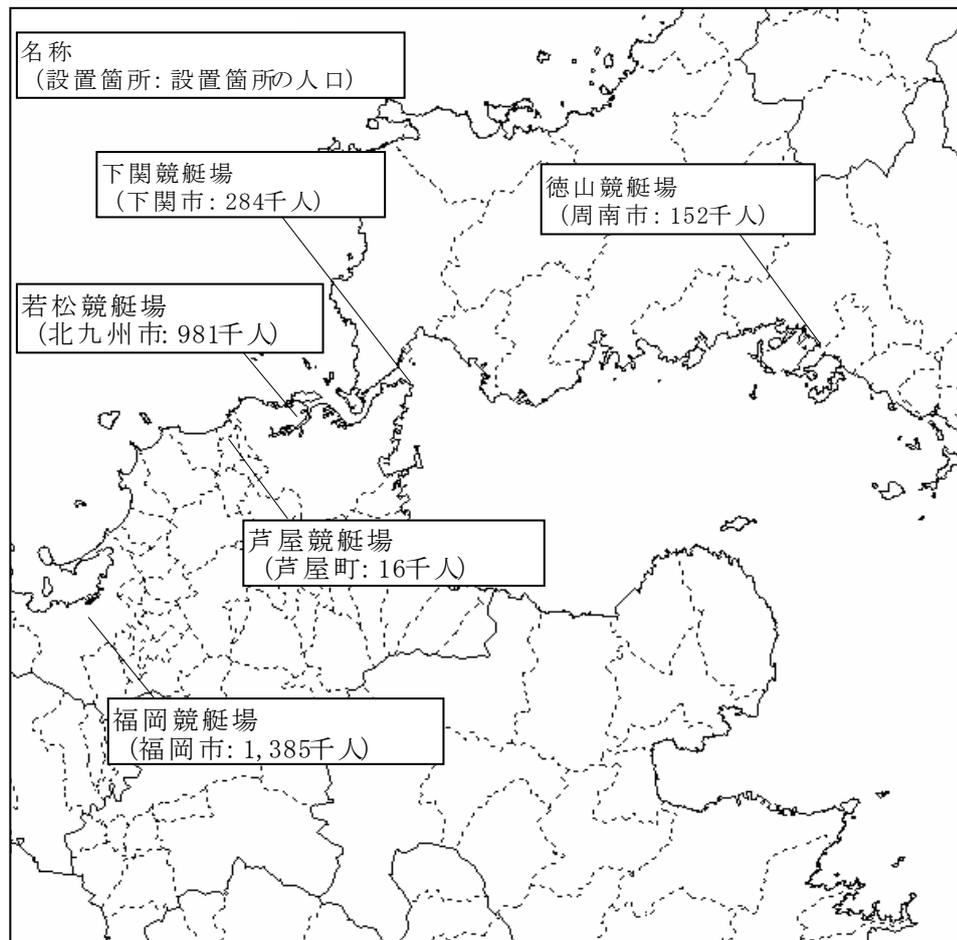
なお、平成 18 年度から平成 20 年度の従業員数の減少合計 86 人中 52 人は、63 歳での定年退職によるものである。近年では従業員の補充も行われていないため、従業員の減少数と離職者数は一致している。

#### 4. 下関市競艇場の周辺環境

下関市周辺の公営競技施設は以下のとおりである。山口県内に限っても下関競艇場を含めて4つの公営競技施設が存在する。

所在	設置競技場
山口県山陽小野田市	山陽オートレース場
山口県周南市	徳山競艇場
山口県防府市	防府競輪場
福岡県北九州市	小倉競馬場
福岡県北九州市	小倉競輪場
福岡県北九州市	若松競艇場
福岡県福岡市	福岡競艇場
福岡県遠賀郡芦屋町	芦屋競艇場
福岡市飯塚市	飯塚オートレース場

このうち、下関競艇場と客層が特に重複すると考えられる近隣競艇場の設置状況は次のとおりである。



(人口データは総務省HPより引用)

地図上表記した5つの競艇場の近年の収支状況を示すと以下のとおりである。

開催収益の推移

(単位：百万円)

施行者	年度 競艇場	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
		下関市	△ 72	△ 169	△ 174	△ 2
美祢市萩市組合	下関競艇場	0	0	0	0	0
山口県周南市	徳山競艇場	44	△ 86	122	△ 104	△ 85
福岡県北九州市	若松競艇場	△ 612	△ 50	1,365	1,581	2,533
中間行橋組合		46	34	43	52	76
福岡県福岡市	福岡競艇場	1,141	1,731	1,555	2,271	2,302
福岡都市圏組合		144	133	106	91	100
芦屋組合	芦屋競艇場	△ 409	△ 347	△ 662	△ 409	△ 181

(出典 平成19年度 競艇事業収支決算書集計 発行：全国モーターボート競走施行者協議会)

背後人口の多さと開催収益の良否は比例関係にあり、相対的に人口の少ない地域の競艇場の開催収益は厳しい傾向がある。開催収益が良好でない競艇場が収益の改善を行う手段としては、一般的に、全国GIやSGなどの大型レースを開催することであるといわれる。後述するが、下関競艇場においても、大型レースを誘致できた年度の収益は相対的に良好である。

## 5. 売上金の流れ（関連団体との関係・交付金交付状況）

競艇場の収入の獲得方法には、大きく2つの方法がある。

まず、自らがレースの施行者となり、自らの競艇場でレースを開催する方法がある（以下、「自場開催」と呼ぶ）。自場開催の場合、舟券の発売形態は、①レースの開催されている競艇場で直接発売する場内発売、②他の施行者の協力のもと、他競艇場や場外発売場で下関競艇場主催レースの舟券を発売する場間場外発売、③特定の金融機関に口座を開き、その口座上で舟券の購入、払戻金の受取りができる電話投票、の3つである。いずれの発売形態においても、売上金はレースの施行者に帰属する。

次に、他の施行者の主催レースを下関競艇場で発売し、一定の委託金を受け取る方法がある（以下、「受託発売」と呼ぶ）。

公営競技の特徴として、払戻金については、売上金のうち一定額が勝舟投票券購入者に帰属することが法令で定められている。加えて払戻金以外にも、法令や規則に基づいて、売上金から関連団体等に配分される交付金等がある。

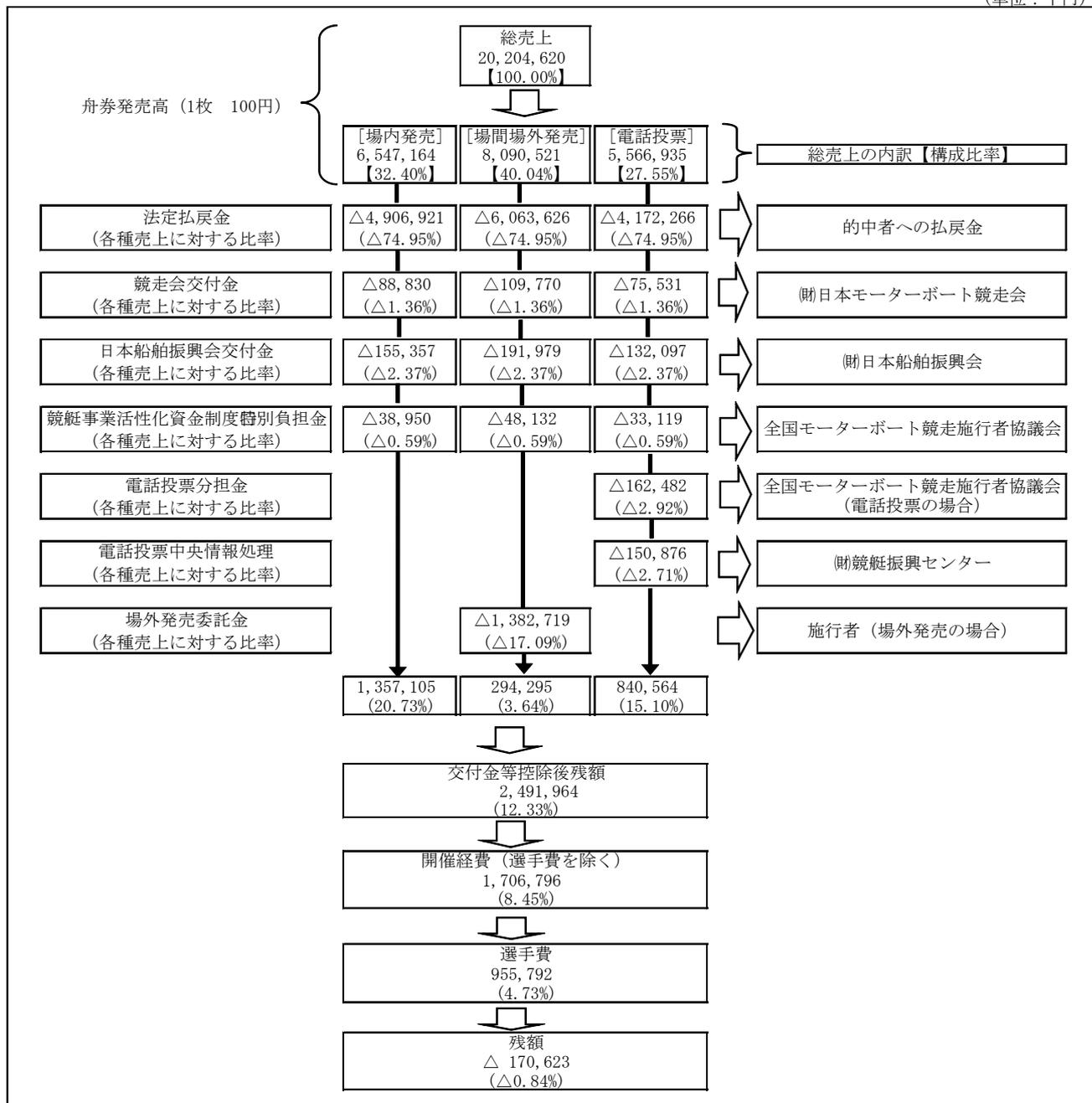
### （1） 自場開催

売上金のうち約75%は法定払戻金として勝舟投票の的中者に対して交付される（モーターボート競走法第15条第1項）。

残額について(財)日本モーターボート競走会 に対する競走会交付金として売上の約1.2%~1.4%、(財)日本船舶振興会（日本財団）に対する日本船舶振興会交付金として売上の約1.4%~3.2%、全国モーターボート競走施行者協議会に対する競艇事業活性化資金制度特別分担金として約0.1%~1.1%を支払う（なお、これら支払う額の割合は、売上額やレースのグレード等により若干変動する）。電話投票の場合には、全国モーターボート競走施行者協議会に対する電話投票分担金として約2.9%、(財)競艇振興センターに対する電話投票中央情報処理システム利用料として電話投票による売上の約2.7%を支払う。下関競艇開催のレースを他の競艇場で発売した場合には、当該他の競艇場への場外発売委託金として場外発売にかかる売上の約17%を支払う。以上の支出を行った残額（各発売形態の舟券発売額の約3%~20%の合計）が、下関競艇場に帰属する売上金であり、開催経費は当該残額から負担される。開催経費には、選手賞金や人件費、施設費等が含まれる。このうち、選手賞金はモーターボート競走選手処遇要領に定められた賞金基準表に基づき算定されるため、各種交付金等と同様、選手費に関しても下関市の裁量の範囲外である。

平成20年度の実績に基づいて、金額、総売上に対する比率を求めると以下のとおりとなる。

(単位：千円)



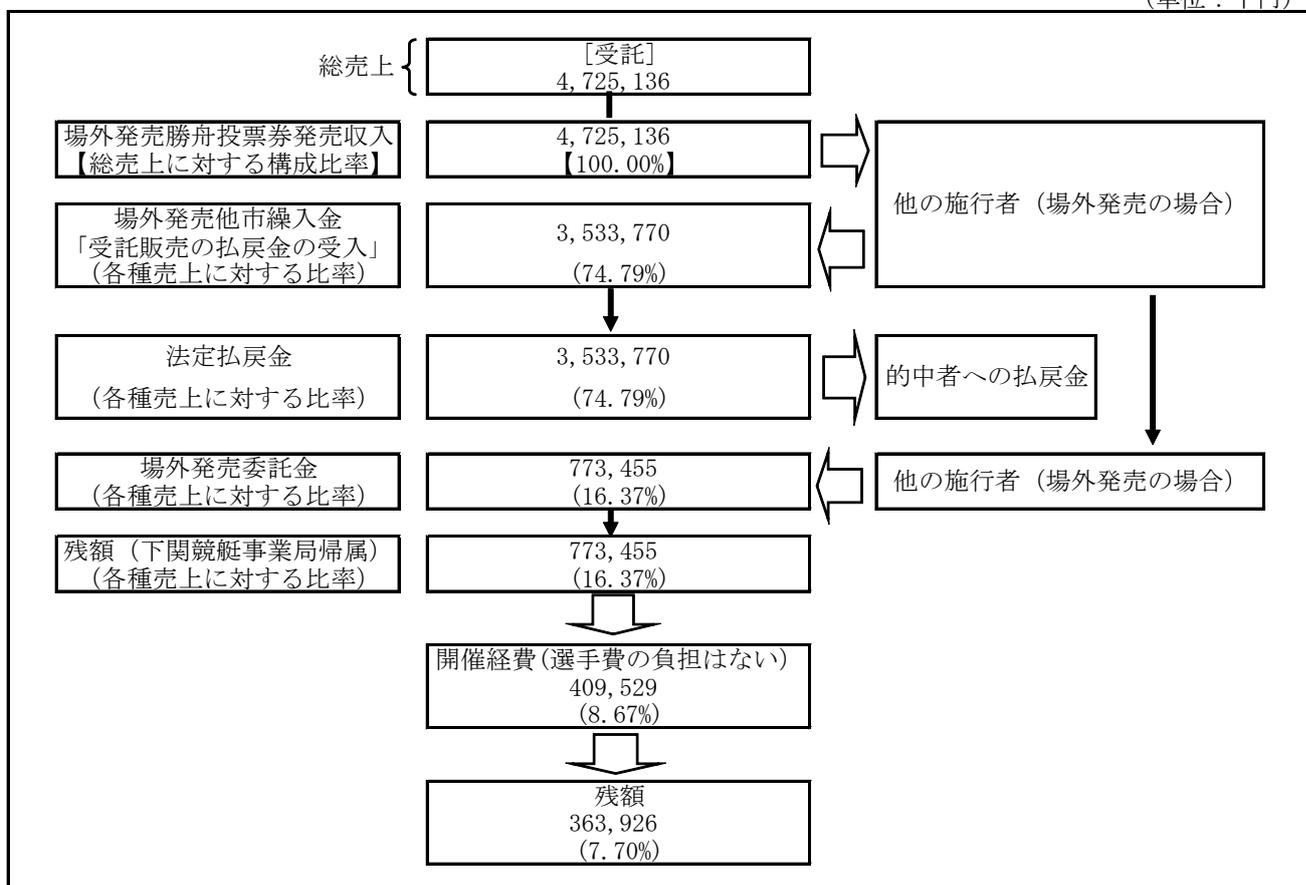
(注) 金額は「平成20年度 競艇事業収支決算書」を利用

(2) 受託発売

他場開催のレースの売上金は下関競艇場には帰属しない。受託発売時の下関競艇場は、レースを主催している施行者から、場外発売委託金として当該主催施行者の売上の約16.7%~17.1%を受け取る。レースのグレードによっては、特別負担金として当該主催施行者の売上の約0.9%を全国モーターボート競走施行者協議会に支払う場合がある。なお、選手費は発生しないものの、それ以外の開催経費は発生するため、残額（当該主催施行者の売上の約15.7%~17.1%）から当該経費を負担することになる。

平成20年度の実績に基づいて、金額、総売上に対する比率を求めると以下のとおりとなる。

(単位：千円)



(注) 金額は「平成20年度 競艇事業収支決算書」を利用

場内で舟券を発売する点では同じであるが、自場開催と比較して大きく異なる点は、売上金そのものはレース施行者にあり、発売する競艇場側は委託金を受け取るのみであるという点である。受託発売では下関競艇場はレースの施行者でないため、下関競艇場が支出する開催経費の中に選手賞金等の選手費は含まれない。

このほかにも、入場料収入、雑収入、美祢市萩市競艇組合からの受託収入及び当該関連費用の支出を加味したものが開催収益となる。その結果、平成 20 年度の開催収益は 335 百万円であった。

6. 入場者数等の推移

年度	開催日数	本場売上		入場者数		一人当たり 購買額 (円)
		金額 (円)	前年度比	年間 (一日平均)	前年比	
平成16年度	180日	10,204,898,000	—	479,564人 (2,664人)	—	21,300
平成17年度	180日	9,520,673,800	93.30%	459,412人 (2,552人)	95.80% (95.80%)	20,700
平成18年度	180日	8,041,081,100	84.46%	435,726人 (2,421人)	94.84% (94.84%)	18,500
平成19年度	180日	7,004,470,400	87.11%	409,828人 (2,277人)	94.06% (94.06%)	17,100
平成20年度	186日	7,134,309,400	101.85%	405,921人 (2,182人)	99.05% (95.85%)	17,600

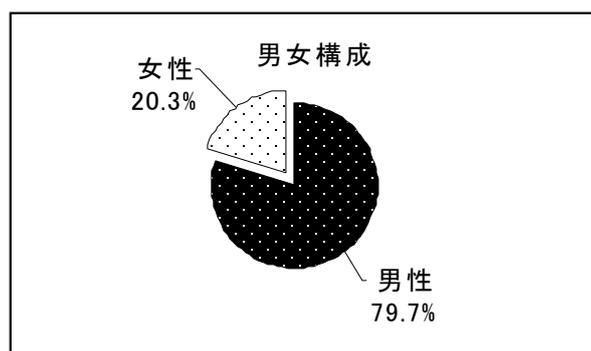
(注1) 美祢市萩市競艇組合が施行者となるレースの売上も含まれる。

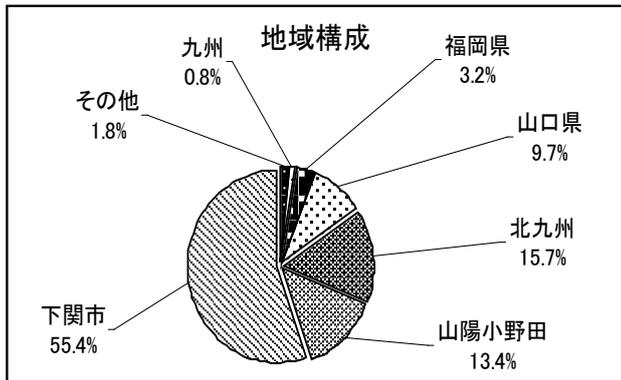
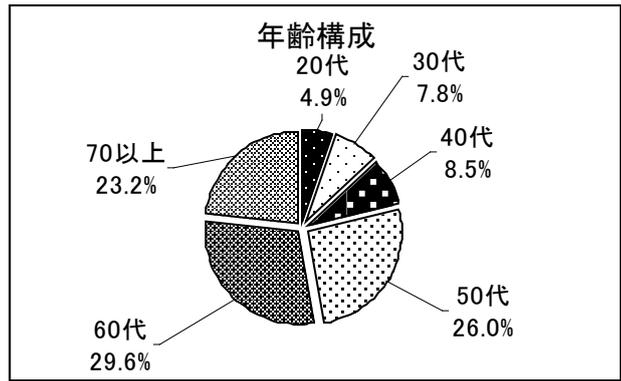
(注2) 平成20年度のみ開催日数が186日となっているのは、江戸川競艇場の護岸工事に伴う開催日数減少分を、各競艇場で補ったためである。

(注3) 一人当たり購買額は100円未満四捨五入である。

入場者一人当たり購買額(場内での勝舟投票券発売収入額を入場者数で除した数値)は、平成20年度に限ってはモーターボート大賞等のグレードの高い大型レースの開催により若干の増加が見られるが、年々減少傾向にある。

平成18年度に、既存顧客層、新顧客毎に広報活動を検討することを目的とし、下関競艇場来場者に対して聞き取りアンケート調査(平日2日、休日2日の計4日間で約1,100人から回答を得ている。以下「平成18年度実施アンケート」。)を実施している。当該アンケート結果に基づく来場者の構成は以下とおりである。





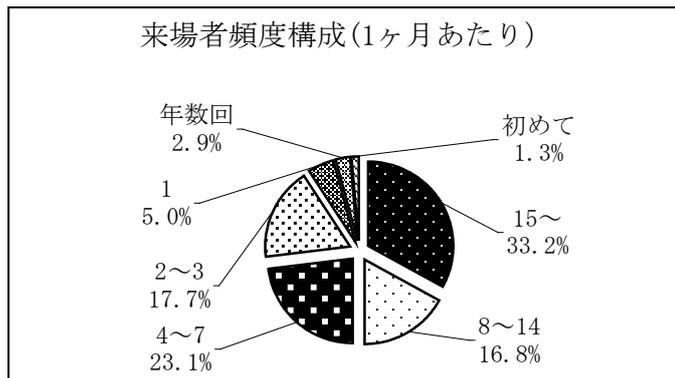
他場の利用状況

他場	行く	
若松	449 人	41.3%
芦屋	320 人	29.4%
福岡	128 人	11.8%
徳山	170 人	15.6%
その他	54 人	5.0%

当該アンケート結果によると、入場者の 79.7%が男性、20.3%が女性である。年齢層としては、60歳代が 29.6%と最も多く、次いで 50歳代が 26.0%と多い。50歳以上が全体の 78.8%を占め、平均年齢も 58.7歳であることから、入場者の高齢化が進んでいることが伺える。

入場者の居住エリアでは、下関市内が 55.4%と最も多く、山口県内からの入場者は全体の 78.5%を占める（下関市内を含む）。県外からは北九州市が 15.7%と多い。また、若松競艇場にも行くと回答した人は 41.3%、芦屋競艇場にも行くと回答した人は 29.4%であり、比較的近い競艇場に足を運ぶ傾向にあることが伺える。

来場頻度、来場日の構成、入場者の状況は以下のとおりである。



来場日の構成(重複回答有)

曜日	合計	割合
土曜日	709 人	64.4%
日曜日	779 人	70.8%
月曜日	351 人	31.9%
火曜日	395 人	35.9%
水曜日	364 人	33.1%
木曜日	348 人	31.6%
金曜日	359 人	32.6%

来場頻度としては、1ヶ月に15回以上が33.2%と最も多く、次いで1ヶ月に4~7回が23.1%と多い。また、来場すると回答した人の割合を曜日別に見ると、月曜日から金曜日までが30%程度であるのに対し、土曜日・日曜日は70%前後であり、週末に入場者が集中する傾向にある。

7. 決算の状況

(単位：千円)

項目	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
事業収入	17,312,560	33,094,380	14,992,806	13,988,591	20,265,666
(内訳)					
(勝舟投票券発売収入)	(12,367,526)	(14,336,239)	(10,785,097)	(10,100,176)	(12,114,099)
(場外発売勝舟投票券発売収入)	(4,157,597)	(18,383,119)	(4,141,622)	(3,825,358)	(8,090,521)
(専用場外勝舟投票券発売収入)	(716,436)	(305,640)	—	—	—
(入場料)	(70,951)	(69,360)	(66,052)	(63,043)	(61,002)
(その他)	(52)	(22)	(34)	(13)	(44)
使用料及び手数料	8,067	7,695	7,202	7,190	7,111
財産収入	350	194,029	394	437	442
諸収入	12,144,285	11,067,907	10,176,214	9,738,584	9,410,471
(内訳)					
(場外発売勝舟投票券発売収入)	(6,121,705)	(5,587,490)	(5,122,353)	(4,874,672)	(4,725,136)
(場外発売他市繰入金)	(4,597,147)	(4,162,148)	(3,833,387)	(3,720,081)	(3,533,765)
(場外発売委託金)	(971,545)	(894,433)	(842,130)	(801,695)	(773,455)
(組合業務委託金)	(222,928)	(162,310)	(159,615)	(151,192)	(183,358)
(その他)	(43)	(20)	(264)	(1,460)	(1,233)
(端数切捨金収入：雑収入)	(34,661)	(53,051)	(29,392)	(29,916)	(43,085)
(その他：雑収入)	(196,256)	(208,454)	(189,072)	(159,566)	(150,440)
その他	4,949	—	—	—	—
歳入合計	29,470,213	44,364,014	25,176,618	23,734,803	29,683,693
競艇事業費	29,482,298	44,176,398	24,984,488	23,595,451	29,211,928
(内訳)					
(競艇管理費)	(425,628)	(417,342)	(394,292)	(411,598)	(404,237)
(開催費)	(17,706,522)	(33,439,341)	(15,103,792)	(14,044,475)	(19,983,223)
(端数切捨金還元費)	(80,616)	(106,607)	(71,312)	(69,534)	(70,418)
(競艇場施設費)	(27,399)	(23,482)	(17,614)	(19,763)	(85,611)
(受託事業費)	(11,221,553)	(10,189,627)	(9,397,478)	(9,050,082)	(8,668,440)
(災害復旧費)	(20,580)	—	—	—	—
公債費	35,478	336,660	338,524	337,033	304,983
歳出合計	29,517,776	44,513,059	25,323,012	23,932,485	29,516,912
歳入歳出差引額	△ 47,563	△ 149,044	△ 146,394	△ 197,682	166,781
繰越金	949,812	892,243	733,193	576,781	379,058
繰出金	10,000	10,000	10,000	0	0
積立金	5	5	17	41	34
次期繰越額	892,243	733,193	576,781	379,058	545,804

歳入歳出の主要な項目の概要は以下のとおりである。

項目		内容
歳入	競艇事業収入	下関競艇場で開催されたレースに関する収入。
	勝舟投票券発売収入	下関競艇場で開催されたレースについて、下関競艇場内で発売された投票券による収入。
	場外発売勝舟投票券発売収入	下関競艇場で開催されたレースについて、他の競艇場で発売された投票券による収入。
	専用場外勝舟投票券発売収入	下関競艇場で開催されたレースについて、専用場外発売場（ポートピア）で発売された投票券による収入。
	入場料	入場料、指定席料、ロイヤル席料による収入。
	受託事業収入	他の競艇場で開催されたレースに関する収入。
	場外発売勝舟投票券発売収入	他の競艇場で開催されたレースについて、下関競艇場で発売された投票券による収入。当該収入額は、主催施行者に帰属するため、同額が受託事業費として繰出される。
	場外発売他市繰入金	他の競艇場で開催されたレースについて、下関競艇場で払い戻された金額が受託事業費に含まれている。当該支出額は、主催施行者に帰属するものであるため、同額を場外発売他市繰入金として受け入れている。
	場外発売委託金	他の競艇場で開催されたレースについて、下関競艇場で当該レースに係る舟券を発売する手数料に相当する収入。
	組合業務委託金	下関競艇場の第2施行者である美祢市萩市競艇組合主催のレースを下関競艇場で開催する際の委託金収入。
雑入	その他の収入。	
	端数切捨金収入	払戻金のうち、10円未満の部分。
歳出	競艇事業費	競艇事業に関する経費支出。
	競艇管理費	職員の人件費及び施設保守管理業務にかかる経費。
	開催費	本場開催にかかる経費。
	端数切捨金還元費	ファンサービス業務費。
	競艇場施設費	施設の改善等の工事費。
	受託事業費	場外発売業務にかかる経費。

競艇事業特別会計は、平成 20 年度は黒字となっているものの、それ以前は単年度赤字が続いている。ただし、一般会計からの負担等は発生していない。単年度赤字の主な原因は、公債費の支出と開催収益の赤字である。なお、公債費の支出は平成 21 年度に終了する。

8. 一般会計への繰出金の状況（下関市財政との関係）

昭和29年の開設以来、下関競艇場の一般会計への繰出金は累計で約639億円にのぼる。しかしながら、近年においては収益金の減少が続いており、これに伴い一般会計への繰出金も減少が続いている。平成3年度以降の繰出金の状況は以下のとおりである。

（単位：千円）

年度	収益金額	一般会計繰出金	競艇事業基金積立額	次期繰越金額
平成3年度	3,397,657	2,900,000	804,089	1,110,296
平成4年度	2,282,678	2,500,000	597,248	295,726
平成5年度	1,521,633	1,500,000	82,415	234,944
平成6年度	1,408,209	1,200,000	64,506	378,647
平成7年度	1,479,592	1,200,000	40,354	617,884
平成8年度	720,491	900,000	14,557	423,819
平成9年度	786,592	900,000	18,850	291,561
平成10年度	361,807	300,000	11,715	341,654
平成11年度	680,037	400,000	939	620,752
平成12年度	457,493	100,000	26	978,219
平成13年度	190,463	10,000	6	1,158,676
平成14年度	32,534	10,000	3	1,181,206
平成15年度	△221,389	10,000	6	949,812
平成16年度	△47,563	10,000	5	892,244
平成17年度	△149,044	10,000	6	733,193
平成18年度	△146,394	10,000	17	576,782
平成19年度	△197,682	—	42	379,058
平成20年度	166,746	—	34	545,805

平成15年度以降、歳入歳出差引額は赤字となっているが、競艇事業特別会計に留保されていた繰越金の取崩により、1千万円の繰出しを続けていたが、平成19年度からは資金の内部留保を図るべく一般会計への繰出しを停止している。

平成20年度は、モーターボート大賞というグレードの高いレースを開催できたことにより、歳入歳出差引額の黒字化を達成できたため、一般会計への繰出しを行うことも検討されたが、平成19年度と同様に資金の内部留保を図るため一般会計への繰出しは見送られることになった。

一般会計への繰出金の使途は以下のとおりである。競艇事業の繰出金は、学校の整備、河川・道路の整備等に活用されている。

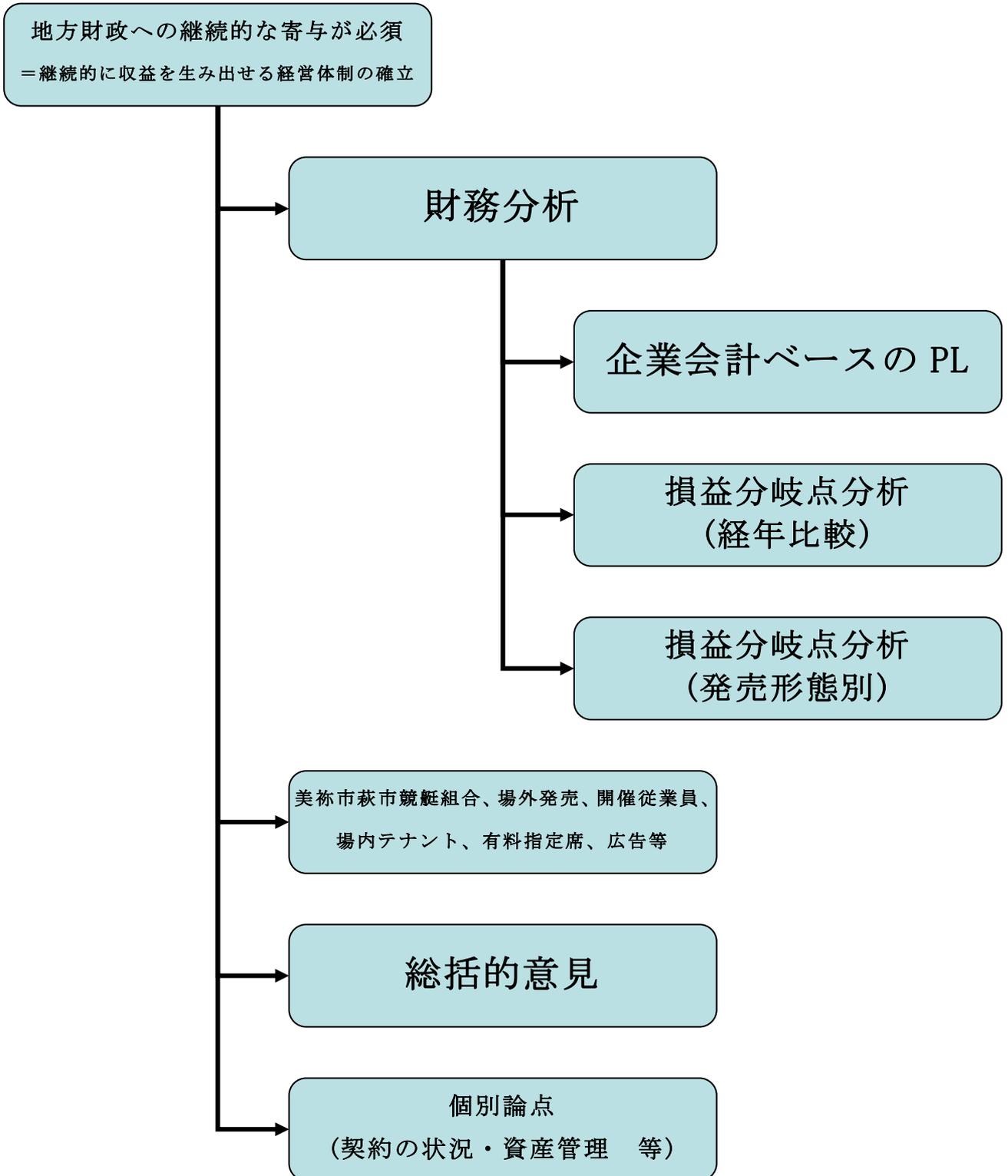
競艇事業収益金使途状況（平成3年度～平成20年度累計）

（単位：千円）

使途区分	金額	内容
教育費	4,633,000	小中学校整備事業、公民館整備事業等
土木費	5,488,000	普通河川改良事業、道路舗装事業等
保健衛生費	1,135,000	成人病対策器機整備費補助事業、大気汚染観測局舎整備、塵芥車購入等
民生費	634,000	老人福祉施設整備費補助事業、保育園整備事業
産業経済費	70,000	
合計	11,960,000	

### 第3. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見の記載は次のような構成のもとに行う。



## 1. 継続的に収益を生み出せる経営体制の確立に向けて

### (1) 財務分析

#### 1) 概要

競艇事業特別会計の歳入歳出決算書には、繰越金、一般会計繰出金、公債費、積立金が含まれているため、歳入歳出差引額は、単年度の競艇事業の経営成績を明確に示すものとはいえない。また、退職給与や資本的支出も支出時のキャッシュベースでの処理であり、企業会計における発生主義の考え方は、取り入れられていない。

それゆえ、現状の決算書を民間企業の損益計算書に組み替えて分析することは、今後の経営管理に資するものとする。

#### 2) 実施した監査手続

一定の条件を前提に、①企業会計的な損益計算書を作成し、それに基づき費用を変動費と固定費に分解して損益分岐点売上高分析（②経年比較・③発売形態別）を実施する。加えて、④発売形態別/曜日別一日平均売上高を算定し、③の分析の材料とした。

作成した資料は以下のとおりである。

① 損益計算書

(単位：百万円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
I. 営業収益				
1. 勝舟投票券発売収入	33,024	14,926	13,925	20,204
2. 入場料収入	69	66	63	61
3. 競艇場使用料	7	7	7	7
4. 受託事業収入	10,806	9,957	9,548	9,216
営業収益計	43,908	24,957	23,544	29,489
II. 営業費用				
1. 減価償却費	371	364	364	337
2. 退職給付引当金繰入額	30	28	29	30
3. 人件費	574	418	384	243
4. 報償費	1,264	932	939	997
5. 払戻金・返還金	24,816	11,268	10,500	15,156
6. 負担金補助金及び交付金	2,332	1,108	996	1,287
7. 受託事業費	10,189	9,397	9,050	8,668
8. 委託料	3,515	1,092	1,057	1,838
9. 使用料及び賃借料	353	350	351	351
10. その他の営業費用	487	341	331	406
営業費用計	43,936	25,302	24,005	29,318
営業損益	△ 28	△ 345	△ 460	171
III. 営業外収益	261	219	190	194
IV. 営業外費用	5	6	4	1
当期損益	228	△ 132	△ 274	363

対営業収益人件費比率 (人件費／営業収益計)	1.38%	1.79%	1.76%	0.93%
対営業収益報償費比率 (報償費／営業収益計)	2.88%	3.73%	3.99%	3.38%
対営業収益委託料比率 (委託料／営業収益計)	8.01%	4.38%	4.49%	6.23%
対営業費用人件費比率 (人件費／営業費用計)	1.38%	1.77%	1.73%	0.93%
対営業費用報償費比率 (報償費／営業費用計)	2.88%	3.68%	3.91%	3.40%
対営業費用委託料比率 (委託料／営業費用計)	8.00%	4.32%	4.40%	6.27%

② 損益分岐点分析（経年比較）

（単位：百万円）

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
売上収入				
勝舟投票券発売収入	33,024	14,926	13,925	20,204
入場料収入	69	66	63	61
受託事業収入	10,806	9,957	9,548	9,216
売上収入合計	43,900	24,950	23,537	29,482
変動費				
減価償却費	-	-	-	-
退職給付引当金繰入額	-	-	-	-
人件費	437	297	240	205
報償費	1,264	932	939	997
払戻金・返還金	24,816	11,268	10,500	15,156
負担金補助金及び交付金	2,251	1,029	930	1,133
受託事業費	10,189	9,397	9,050	8,668
委託料	3,515	1,092	1,057	1,838
使用料及び賃借料	-	-	-	-
その他の営業費用	219	93	98	128
営業外費用	5	6	4	1
変動費合計	42,701	24,117	22,821	28,130
限界利益	1,199	833	715	1,351
限界利益率	2.73%	3.34%	3.04%	4.58%
固定費				
減価償却費	371	364	364	337
退職給付引当金繰入額	30	28	29	30
人件費	216	200	209	191
報償費	-	-	-	-
払戻金・返還金	-	-	-	-
負担金補助金及び交付金	-	-	-	-
受託事業費	-	-	-	-
委託料	-	-	-	-
使用料及び賃借料	353	350	351	351
その他の営業費用	268	247	233	278
営業外費用	-	-	-	-
固定費合計	1,240	1,192	1,187	1,189
貢献利益	△ 40	△ 358	△ 471	162
損益分岐点売上高	45,400	35,692	39,055	25,938
損益分岐点比率	96.70%	69.90%	60.27%	113.66%
その他の収入				
競艇場使用料	7	7	7	7
営業外収益	261	219	190	194
その他の収入計	269	226	197	201
当期利益	228	△ 132	△ 274	363

③ 損益分岐点分析（平成 20 年度発売形態別）

（単位：百万円）

	自場開催				受託	合計
	場内	電話投票	場間場外	自場開催計	受託計	
売上収入						
勝舟投票券発売収入	6,547	5,566	8,090	20,204	-	20,204
入場料収入	61	-	-	61	-	61
受託事業収入	-	-	-	-	9,216	9,216
売上収入合計	6,608	5,566	8,090	20,265	9,216	29,482
変動費						
減価償却費	-	-	-	-	-	-
退職給付引当金繰入額	-	-	-	-	-	-
人件費	141	-	-	141	64	205
報償費	997	-	-	997	-	997
払戻金・返還金	4,942	4,163	6,051	15,156	-	15,156
負担金補助金及び交付金	382	402	348	1,133	-	1,133
受託事業費	-	-	-	0	8,668	8,668
委託料	-	340	1,498	1,838	-	1,838
使用料及び賃借料	-	-	-	-	-	-
その他の営業費用	34	22	33	90	37	128
営業外費用	0	0	0	1	0	1
変動費合計	6,498	4,929	7,931	19,359	8,771	28,130
限界利益	109	637	158	905	445	1,351
限界利益率	1.66%	11.45%	1.96%	4.47%	4.83%	4.58%

④ 平成 20 年度発売形態曜日別 1 日平均売上高

- ・「場内」売上の曜日別 1 日平均売上高

（単位：百万円）

曜日	売上額	日数	1日平均
平日	3,673	109	33
土	1,266	33	38
日祝	2,194	44	49
合計	7,134	186	38

- ・「電話投票」売上の曜日別 1 日平均売上高

（単位：百万円）

曜日	売上額	日数	1日平均
平日	3,842	109	35
土	951	33	28
日祝	1,118	44	25
合計	5,912	186	31

### 3) 分析結果

#### ① 損益計算書について

大型レースを開催した平成 17 年度及び平成 20 年度は、他年度に比し、採算がよかったことがうかがえる。すなわち、大型レースの誘致は、損益の改善につながるといえる。下関市としては、S G、G I といった大型のレース誘致に力を入れることが一義的に求められる。

分析指標として、営業収益又は営業費用に占める人件費・報償費・委託料の比率を算定した。市職員及び開催従業員の減少に伴い、人件費比率は年々低下している。報償費は、年度によって多少増減があるものの、主に選手賞金で構成されており、市側にとっては与件的な意味合いが強い費用である。委託料は、大型レースが開催された年度に比率が高まる傾向がある。すなわち、平成 17 年度にはグランドチャンピオン決定戦（S G）や中国地区選（G I）が、平成 20 年度にはモーターボート大賞（G I）が開催されたため、場間場外発売で他施行者へ支払った委託料が多くなったものである。

#### ② 損益分岐点分析（経年比較）について

競艇事業は、売上収入の 75%が払戻金に充当されることもあり、変動費率は高く、90%を超えている。当該変動費は、払戻金・交付金・負担金等であり、施行者では管理不能なものである。それゆえ、変動費率の引き下げは実質的に不可能であり、損益の改善は売上そのものを増加させるか、固定費を減少させるかしか方法はない。

固定費は、主として人件費、施設関係費用（減価償却費、使用料及び賃借料）で構成されている。一般論ではあるが、従業員数を減らし、設備投資を控える等で一定の固定費圧縮につながると推定される。

#### ③ 損益分岐点分析（平成 20 年度発売形態別）について

最も限界利益率が良い発売形態は、自場開催における「電話投票」であるため、最適セールスマックスを考えた場合、「電話投票」売上を増加させるべきである。競艇場に足を運ぶ人が年々減少傾向であるということに鑑みれば、利用者が増加傾向にある「電話投票」に注力することは理に適う。なお、平日 1 日当たりの売上を比較した場合、「電話投票」のほうが「場内」より大きいことは注目に値する。

一方、自場開催における「場内」の限界利益率が最も低い。しかしながら、「場内」を開催しなければ、付随する電話投票や場間場外は当然発売することができず、自場開催の採算については、3 形態を一体で捉えるべきものである。

「受託」は、限界利益率が2番目に高い。一方、「場間場外」についても、決して高くはないものの限界利益率はプラスであり、一定の採算は確保できている。それゆえ、他場で開催のレースを場外発売（「受託」）することと、下関開催のレースを他施行者に「場間場外」発売してもらうような相互依存関係の中で「受託」と「場間場外」の両方の発売額を増加させることで、全体の利益拡大を図ることができる。

なお、当該分析は、競艇事業特別会計の歳入歳出決算書を基礎としているものの、様々な企業会計特有の仮定をおいて数値の組換えを行い、各種数値を算定している。それゆえ、既に公開されている情報等の分析結果とは必ずしも符合しない。

【参考】損益分岐点分析とは

(1) 損益分岐点分析の意味・内容

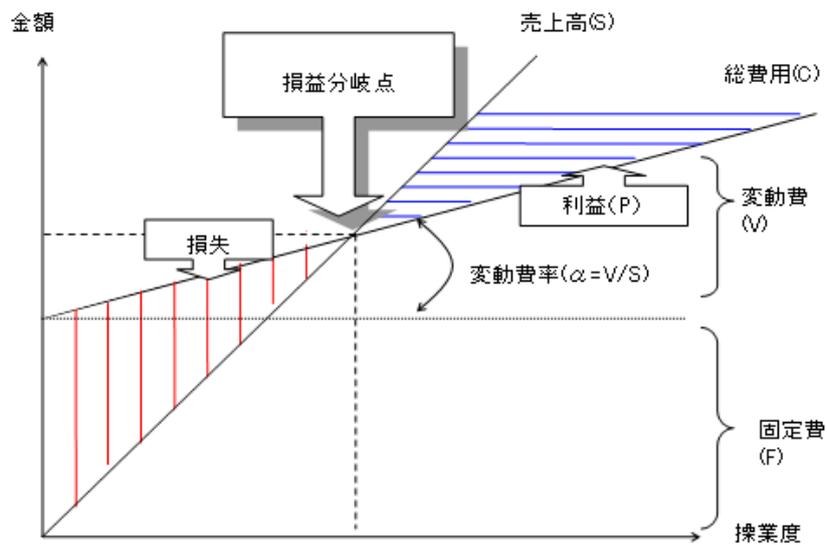
損益ゼロになる売上高を損益分岐点 (Break even point) という。  
損益分岐点売上高の金額を実際売上高で割った比率を損益分岐点比率という。  
実際売上高と損益分岐点売上高との差額を実際売上高で割った比率を安全率という。  
損益予算で、計画利益を得る売上高の算定ができる。

(2) 損益分岐点の計算式

損益分岐点とは、 $売上 - 総費用 = 0$  の売上高 である。  
総費用 = 固定費 + 変動費  
変動費率 = 変動費 ÷ 売上  
限界利益 = 売上 - 変動費  
限界利益率 = 限界利益 ÷ 売上  
損益分岐点売上高 = 固定費 ÷ 限界利益率  
損益分岐点比率 = 損益分岐点売上高 ÷ 実際売上高 × 100  
安全率 = (実際売上高 - 損益分岐点売上高) ÷ 実際売上高 × 100

(3) 一般的な見解

限界利益率の低い会社ほど、不況の際に売上が減少すると損失に転じやすい。  
変動費は一般的に削減しにくい。  
固定費割合の高い会社ほど不況の際に売上が減少すると損失に転じやすい。



## (2) 美祢市萩市競艇組合との事務委託契約の妥当性について

### 1) 概要

下関市は、地方自治法第 252 条の 14 第 1 項の規定により、モーターボート競走施行に伴う事務を「美祢市萩市競艇組合」より受託している。「美祢市萩市競艇組合」とは、下関競艇場の競艇施行に関する事務を共同処理するために設置されている組織であり、構成団体は美祢市及び萩市である。競艇施行によって生じた収益は、「美祢市萩市競艇組合と下関市との間におけるモーターボート競走施行事務委託に関する規約」に従い按分され、各市の予算に組み入れられる。

### 2) 実施した監査手続

「美祢市萩市競艇組合と下関市との間におけるモーターボート競走施行事務委託に関する規約」及び同規約に基づく「覚書」を閲覧し、収益分配方法・分配率を把握した。当該理解を踏まえ、現状の分配方法・分配率の妥当性を検証した。

### 3) 結果及び意見

#### (指摘事項)

美祢市萩市競艇組合に対する収益分配率の設定について、再考すべきである。

#### (意見)

- ① 公営企業法の財務規定を適用して、適正な期間損益計算を実施すべきである。
- ② 開催必要経費について、費目ごとに按分基準を明確にし、当該受託開催に係る正確な損益を把握・開示すべきである。

「美祢市萩市競艇組合と下関市との間におけるモーターボート競走施行事務委託に関する規約」第 4 条には、経費の負担について以下のとおり規定されている。

第4条 甲は、競走開催 1 回ごとに、甲が開催した競走の実収益金から、その回において甲及び乙が開催した競走（2 項競走及び甲乙協議して定める特別競走を除く。以下「一般競走」という。）の勝舟投票券売上金の合計額をその回の一般競走の開催日数で除して得た額にその回の甲の開催日数を乗じて得た額の 100 分の 3.5 に相当する額を控除した額を、その回の競走の終了した日から 30 日以内に委託事務の管理及び執行に要する経費として、乙に支払うものとする。

(甲…美祢市萩市競艇組合 乙…下関市 2項競争…モーターボート競走法  
施行規則(昭和26年運輸省令第59号)附則第2項に基づく競走)

当該条文は、美祢市萩市競艇組合主催分の売上の3.5%に相当する収益金額を当該組合に付け替えるスキームを明示している。

一方で、美祢市萩市競艇組合主催の競走施行に限った損益状況は以下のとおりである。

(単位：円)

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
①規約に基づく収入 (注1)	162,299,599	128,578,098	139,714,263	172,707,601
②開催必要経費等実績 (注2)	272,307,455	248,814,615	226,091,592	228,385,558
③差引損益(=①-②) (注3)	△110,007,856	△120,236,517	△86,377,329	△55,677,957

(注1) 「美祢市萩市競艇組合と下関市との間におけるモーターボート競走施行事務委託に関する規約」に基づき、下関市が得られる収入

(注2) 美祢市萩市競艇組合主催の競走施行によって発生した、管理費、開催費等の開催必要経費に競艇場賃借料を加えた金額。下関市競艇事業局側の集計。

(注3) 年度末に、下関市及び美祢市萩市競艇組合間で協議し、追加負担金等の収受があった金額を含まない実質額。例えば、平成20年度は最終55百万円の赤字を受け、美祢市萩市競艇組合から追加負担として約10百万円が下関市側に返還されている。

組合との関係は、その設立経緯などから、単純な委託と受託の関係に無いことは事実である。しかしながら、下関競艇が万が一存続できなくなった場合、美祢市萩市競艇組合も必然的に解散になる。それゆえ、相互の継続を前提にするのならば、下関市側だけが赤字を計上し、組合が常に黒字という現状は改善が望まれ、具体的には以下の二点を早急に検討すべきである。

① 分配利益率の妥当性

下関市の一般会計への繰出金が年々減少しており、単年度収支が赤字という年度も発生してきている状況で、3.5%という固定値で分配額を算定する方法は実態にそぐわない。すなわち、下関競艇の収支状況に応じて、分配率を引き下げる、あるいは分配を行わないなど、弾力的な運用が必要である。

② 開催必要経費の明確化

現状、上記表の「開催必要経費等実績」は市の独自の集計であり、決算書上読み取ることとはできない。すなわち、当該組合からの委託業務によって、市がどれだけ儲かっているのか、損を出しているのか一般には知りえない。

まず、公営企業法の財務規定を適用して、適正な期間損益計算を実施すべきである。その上で、開催必要経費について、費目ごとに按分基準を明確にし、当該受託開催に係る正確な損益を把握・開示すべきである。

### (3) 場外発売場

#### 1) 概要

昭和 61 年に「ボートピアまるがめ」が開設されて以降、場外発売場の設置は相次いで進み、現在では全国各地に 38 の場外発売場が設置されている（平成 21 年 8 月末現在）。

場外発売場の設置により、舟券発売は増加することが見込まれる。一方で、設置にあたっては、通常、周辺地域との調和、警備、防犯上の観点等から必要と考えられる施設及び設備の基準を満たし、かつ地元自治会等及び市町村の長が同意し、市町村の議会が反対を議決していないことが求められるため、候補地の選定から地元との調整を経て開設に至るには長期間（早くも 2～3 年）を要する。また、競艇を含む他の公営競技関連施設の設置が進んでいる地域に進出した場合、公営競技間の摩擦、競争激化の恐れもあり、優良な候補地は限定的であると考えられる。

以上より、場外発売場の状況について検討することは有意義であると判断し、監査の対象とした。

#### ① 場外発売場について

場外発売場とは、競艇場以外の場所で舟券の発売等を行う施設のことをいい、舟券の発売等の方法並びに施設の規模及び機能に応じて次のとおり区分される。

##### ア. 場外発売場（「ボートピア」等）

モーターボート競走法第 5 条の設置許可を受けた施設のうち、設置許可に係る当該施行者の舟券の発売等を行う滞留型の発売場。発売方法は主として当回売発売であり、前売発売をしても差し支えないとされる。

##### イ. 小規模場外発売場（「ミニボートピア」、「オラレ」等）

モーターボート競走法第 5 条の設置許可を受けた施設のうち、設置許可に係る当該施行者の舟券の発売等を行う、発売窓口数が概ね 15 程度以下で、入場者の用に供する設備等が簡易な滞留型の発売場。発売方法は主として当回売発売であり、前売発売をしても差し支えないとされる。

ウ. 前売専用場外発売場（「前売場外」、「オラレ」等）

モーターボート競走法第5条の設置許可を受けた施設のうち、設置許可に係る当該施行者の舟券の発売等を行う入場者の用に供する設備等が極めて簡易な非滞留型の発売場。発売方法は専ら前売発売のみ。

エ. 場間場外発売場

既存の競走場（他場）又は場外発売場（他の施行者に係る場外発売場）を利用して舟券の発売等を行う発売場。

② 法令の根拠

モーターボート競走法第5条、同法施行規則第11条

③ ボートピア高城

下関競艇場では、平成11年4月より芦屋競艇場の専用場外発売場である「ボートピア高城」において、発売事務を芦屋競艇組合に一括委託する方式での共同使用を開始した。しかし、長引く景気低迷やレジャーの多様化に加え、公営競技の激戦化の影響で売上が減少し、平成15年度には収支が赤字に転落した。そこで、芦屋競艇組合に対して委託料の算出方法を定額（実費）方式から売上定率方式（率は毎年度見直し）に変更することを申し入れ、これが了承されたため平成17年度の収支は黒字回復した。しかしながら、依然として売上の減少傾向には歯止めがかからず、これ以上の委託料の引下げも難しいことから、今後「ボートピア高城」での収益確保は困難と判断し、平成19年3月には発売を廃止している。

「ボートピア高城」の共同使用からの撤退後、競艇事業局では、新たな売上拡大のための施策として新規に場外発売場を設置することを検討中である。近年では熊本県益城町及び熊本県宇城市三角町を候補地としてボートピア設置に向けて働きかけを行っていたが、地元との調整（地元自治会等の同意、市町村の長の同意、市町村の議会が反対を議決していないこと）が不調に終わったこと等の理由により実現には至っていない。また、下関市内の空店舗を利用して小規模場外発売場を設置することも検討中であり、実際に設置に向けた調整を行った物件もあるが、これについても地元自治会の反対等の理由により実現には至っていない。

④ 各競艇場の場外発売場設置状況

下表のとおり、全国 24 場のうち場外発売場を開設していない競艇場は津競艇場、三国競艇場、下関競艇場及び福岡競艇場の 4 場のみである。

	ボートピア	ミニボートピア	小規模場外	(平成21年8月現在) 前売場外
桐生(群馬)	なんぶ(青森)			
戸田(埼玉)	岡部(埼玉)	双葉(山梨)		
江戸川(東京)	習志野(千葉)			
平和島(東京)	河辺(秋田)	黒石(青森)		
	市原(千葉)			
	習志野(千葉)			
	横浜(神奈川)			
多摩川(東京)	大郷(宮城)			
	市原(千葉)			
浜名湖(静岡)	玉川(福島)			
	岩間(茨城)			
蒲郡(愛知)	川崎(宮城)			
	名古屋(愛知)			
常滑(愛知)	川崎(宮城)			
	名古屋(愛知)			
津(三重)				
三国(福井)				
びわこ(滋賀)	京都やわた(京都)			
住之江(大阪)	神戸新開地(兵庫)	滝野(兵庫)		
	姫路(兵庫)	洲本(兵庫)		
尼崎(兵庫)	神戸新開地(兵庫)	滝野(兵庫)		
	姫路(兵庫)	洲本(兵庫)		
鳴門(徳島)	土佐(高知)			
丸亀(香川)	まるがめ(香川)			
	朝倉(愛媛)			
児島(岡山)	松枝(島根)			
宮島(広島)	呉(広島)			
徳山(山口)	呉(広島)			オラレ徳山(山口)
下関(山口)				
若松(福岡)		北九州メディアドーム(福岡)		
芦屋(福岡)	勝山(福岡)	天文館(鹿児島)		
	高城(宮崎)			
	金峰(鹿児島)			
福岡(福岡)				
唐津(佐賀)	三日月(佐賀)			ミニット(佐賀) オラレ呼子(佐賀)
大村(長崎)	金峰(鹿児島)	長崎五島(長崎)	オラレ島原(長崎)	おおむら(長崎)
		長崎時津(長崎)	オラレ志布志(鹿児島)	
		天文館(鹿児島)		

⑤ 財団法人競艇振興センターによる支援制度について(施行者が施設建設する場合のみ)

ア. 制度の趣旨

場外発売場の開設支援を目的として、競艇施行者又はその他の地方公共団体に 1 場外発売場当たり 3 億円(小規模場外(オラレ)は 1 億 5 千万円)を上限として場外発売場開設に必要な施設工事並びに設備機器等を一括して整備、貸与するもの。

イ. 制度実施期間

平成 20 年 10 月から平成 23 年 10 月末までの 3 年間を期間として実施される。

## ウ. 制度の概要

支援対象者は施行者又は施設所有者となる地方公共団体で、財団法人競艇振興センターは場外発売場の開設に係る投票システム関係設備及び機器、映像・情報システム関係設備及び機器、放送・通信関係設備及び機器、並びにその他場外発売場の管理運営に必要な施設、設備及び機器を一括して整備する。

### 2) 実施した監査手続

場外発売場に関する関係者への質問、関係書類・帳票類等の閲覧を実施した。

### 3) 結果及び意見

(意見)

収益事業たる競艇事業の収支を改善するためには、周辺地域との調整等を図りつつ場外発売場の設置を検討すべきである。

場外発売場で舟券を発売した場合の売上金の流れは以下のとおりである(施設は民間の施設会社が所有し、発売事務等についても運営会社に委託することを前提)。

	施行者開催	他場開催
法定払戻金	75.00%	75.00%
法定交納付金	5.82%	5.82%
全施協特別分担金(見込み)	0.22%	0.22%
開催経費	8.00%	8.00%
施設借上料	5.78%	5.78%
回線使用料(見込み)	0.82%	0.82%
環境整備費	1.00%	1.00%
(受託発売) 施行者収益	—	2.02%
本場(委託) 施行者収益	3.37%	1.35%
合計	100.00%	100.00%

上記のとおり、場外発売場を設置して舟券を発売した場合には、施行者開催レースの発売額の3.37%程度、他場開催レースの発売額の1.35%程度が施行者である下関市の収益となる。収益率自体は場内売上の場合と比較すると低くみえるが、当該収益率は施設会社へ支払う施設借上料及び発売事務等を委託する運営会社へ支払う開催経費控除後のものであるため、場外発売場での発売額に当該収益率を乗じた額がそのまま下関市の収益となる。

このように、施設会社、運営会社への委託を前提とすると下関市がボートピアに関連して損失をこうむることはない。下関市競艇の本来の収益事業としての役割を發揮すべく、

収益事業たる競艇事業の収支を改善するためには、周辺地域との調整等を図りつつ場外発売場の設置を検討すべきである。

#### (4) 人件費の効率化について

##### 1) 概要

管理費に占める開催従業員人件費の割合は大きく、これを削減すべく競艇事業局では、開催従業員の削減（新規の採用の中止）及び業務の自動化や外部委託化を通じて人件費の削減を図っている。そこで、その実態が経済的かつ効率的な事業経営に資するものであったかを検討することは有意義であると判断し、監査の対象とした。

##### 2) 実施した監査手続

開催従業員の配置計画を閲覧し、平成 18 年度以降、業務委託に移行したものについて、業務委託の際の検討資料、業務委託の契約書を閲覧し、内容について担当者に質問を行い費用の削減効果について検討した。

##### 3) 結果及び意見

(意見)

業務の自動化や外部委託による一定の経費削減効果が認められるが、各業務について委託後の効果の検証が不十分である。効果の検証を行い、次年度の業務施策の検討に組み込むべきである。

① 管理費及び受託業務費に占める開催従業員人件費（従事員人件費）の推移

(単位：千円)

	開催経費			
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
従事員人件費 (管理費)	367,495	242,771	199,285	175,834
従事員人件費 (場間場外発売事務受託業務費)	115,932	129,342	103,700	87,746
合計 (A)	483,426	372,113	302,985	263,580
対前年度減少比率	—	△23.03%	△18.58%	△13.01%
管理費	2,065,922	1,347,215	1,218,064	1,463,047
場間場外発売事務受託業務費	439,946	441,708	455,303	409,529
合計 (B)	2,505,868	1,788,923	1,673,367	1,872,576
構成比率 (A/B)	19.29%	20.80%	18.11%	14.08%

(出典 競艇事業収支決算書集計 発行：全国モーターボート競走施行者協議会)

管理費及び場間場外発売事務委託費に含まれる開催従業員の人件費について、平成17年度から平成20年度までの推移を分析すると毎年度減少していることが認められた。

② 開催従業員の配置等の状況

開催従業員の人件費は、平成17年度から平成20年度にかけて毎年度減少している。これは、開催従業員の退職並びに補充停止による従業員数減少の結果である。

最近の開催従業員数の配置人数を比較すると下表のとおり、各窓口投票所、出納で減少していることが認められた。

(単位：人)

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	現在の状況
第1投票所	28	22	16	開催従業員利用
第2投票所	22	19	14	開催従業員利用
第3投票所	22	20	17	開催従業員利用
第5投票所	27	21	20	開催従業員利用
第6投票所	22	20	17	開催従業員利用
出納	18	18	13	開催従業員利用
正門	7	7	6	開催従業員及び外部委託
中央門	7	7	4	
有料	7	6	4	
センター	4	4	4	開催従業員利用
本部	7	7	6	開催従業員利用
庶務	4	4	3	開催従業員利用
環境美化	15	委託	委託	委託
番組	7	6	5	開催従業員利用
警備	1	1	2	開催従業員利用
掃海	3	2	2	委託（随時移行中）
整備	1	1	1	
洗濯	委託	委託	委託	委託
医務	2	嘱託（2）	嘱託（2）	嘱託
総計	204	165	134	

## ③ 経費削減の状況

## ア. 出納業務の人件費削減

納金機・帯封機の導入により、各投票所で出納業務を行う開催従業員は従来の13人から5人で行えるようになった。

競艇事業局が導入前に試算した費用削減額は下表のとおりであり、納金機・帯封機の導入により、経費削減及び業務の効率化に貢献すると判断している。

(単位：千円)

	導入前 ①	導入後 ②	差引 ①-②
保守料	—	995	△ 995
使用料（リース料）	—	3,325	△ 3,325
人件費*1	23,231	8,935	14,296
合計	23,231	13,256	9,975

\*1：平成20年度の開催従業員の平均賃金（千円以下切捨て）を利用

（注）導入前の人件費には、出納業務以外を行う前売投票場の従業員分を含めていない。

イ. 館内の清掃業務について

発売所周辺の清掃業務に関しては、平成 18 年度以前より外部委託されていたが、環境美化業務として配備されていた開催従業員の業務についても平成 19 年度より外部委託されている。

競艇事業局が試算した清掃業務の外部委託範囲拡大による費用削減額は下表のとおりであり、経費削減及び業務の効率化に貢献すると判断している。

(単位：千円)

	金額
委託により削減される人件費	32,341
業務委託により増加する委託費	26,694
差引	5,647

(注) 委託により削減される人件費は平成18年度の開催従業員の平均賃金より算定

ウ. 整備場の業務委託について

整備場の業務については、平成 18 年度より、ボート・モーター整備、部品管理、掃海業務の委託を行っている。

競艇事業局が試算した外部委託による費用削減額は、平成 18 年度から平成 20 年度にかけて下表のとおりであり、経費削減に貢献すると判断している。

(単位：千円)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	合計
委託により削減される人件費	32,574	9,280	—	41,854
業務委託により増加する委託費	27,279	—	5,355	32,634
差引	5,295	9,280	△ 5,355	9,220

(注) 削減される人件費の単価は総務省の集中改革プラン作成時のものを利用

エ. 管理棟の洗濯業務について

平成 17 年度まで下関市が洗濯従業員を雇っており、年間 10,590 千円の人件費を負担していた。平成 18 年度より競走会に業務委託を行うことで、当該負担額が 5,160 千円となり、経費削減に貢献している。

オ. カメラ操作業務について

検討当時の担当者が館内で類似業務を行う業者に質問したところ、過大な経費がかかるものと判断されたため、業務委託はなされていない。

#### ④ 効果の検証

業務の自動化や外部委託による一定の経費削減効果が認められるが、各業務について委託後の効果の検証が不十分である。

また、実施の検討の段階においても本部のカメラ操作業務等、委託を行った場合の経費削減効果の見積を質問のみで済ませているものがある。競艇事業が収益事業である以上、このような業務改善の検討は毎年行われるべきである。同時に、現在行われていない実施後の効果の検証を行い、次年度の業務施策の検討に組み込むべきである。

#### (5) テナントについて

##### 1) 概要

ファン層の高齢化が進む現状では、売上の維持、拡大のためには女性や若年層の新規顧客開拓が急務である。このような状況下で、飲食店を中心とするテナントの充実は既存ファンのみならず、女性や若年層を含む一般市民を含めた集客力の向上や、競艇場に対するイメージ向上に寄与するものと考えられる。

そのため、下関競艇場内のテナントの現状及び将来に向けてのテナントのあり方に係る方針等について検討することは有意義であると判断し、監査の対象とした。

下関競艇場内のテナントに関する取り扱いは「下関市モーターボート競走条例」及び「下関競艇場内売店等使用規則」に定められており、主な内容は以下のとおりである。

##### ① 下関市モーターボート競走条例

- ・ 売店等の経営には市長の許可が必要（第7条）
- ・ 使用料の下限は食堂：90,000円/月、売店6,000円/月（第12条、別表）
- ・ 市長が認めた場合は減免有（第13条）

##### ② 下関競艇場内売店等使用規則

- ・ 使用できるものは「下関競艇場周辺の町自治会」、「福祉関係団体」、「社会教育関係団体」のうち市長が許可したもの（第2条）
- ・ 使用料は、建物及び土地の価格に一定率及び使用面積割合を乗じて算定される（第11条、別表）
- ・ 使用者は、市長の承認を得て売店等の営業を第三者に委託することができる（第17条）
- ・ 運営協議会の設置（第18条）

## 2) 実施した監査手続

契約書等の閲覧を通じて契約手続の適切性を検証するとともに、利用状況（空きテナントの有無等）、各テナントの収支、及びテナントの今後のあり方についての下関競艇場の方針を検討した。

## 3) 結果及び意見

(意見)

市側が主導的にテナント使用者を決定できるような体制に移行することが望まれる。

下関市競艇場のテナントについては地元の自治会や社会福祉団体等から構成される「下関競艇場内売店・食堂運営協議会」（以下、運営協議会）が設置されており、テナントの使用許可申請は運営協議会が一括して行い、運営協議会は各テナントを実際使用者に委託するかたちで使用している。使用許可申請書等の関連資料を閲覧したところ、下関市と運営協議会との間におけるテナント使用許可及び使用料決定に係る手続は条例及び規則で求められた要件を満たすものであり、必要な手続が遵守されていた。

しかしながら、運営協議会が一括して使用許可申請を行っている現状では、実際のテナント使用者について市側は使用許可を与えるか否かの選択権しか有さず、より魅力的なテナントの誘致を積極的に働きかけることができない。このような状況の背景としては、長府地区に競艇場を開設するに際して、運営協議会を通じて地元の自治会や社会福祉団体及び事業者等が競艇場内のテナントを通じて利益を享受できるようにすることで、周辺地域との調整を図ったものではないかと考えられるが、詳細な経緯は現在では明確でない。

テナントの充実は集客力の向上や競艇場に対するイメージ向上に寄与するものと考えられるが、下関競艇場のテナントの現状はこれに貢献するような魅力的なものであるとは言い難い。加えて、各テナントの収支状況も赤字となっているものが多い現状に鑑みると、現在のテナントを今後も維持していくことは得策とはいえない。

そこで、現在の運営協議会との関係を見直し、市側が主導的にテナント使用者を決定できるような体制に移行することが望まれる。そのうえで、集客力向上や競艇場に対するイメージ向上に寄与するような魅力的なテナントづくりを積極的に検討、実施することが今後のファン層及び売上の拡大のために有用である。

魅力的なテナントづくりの具体例としては、複合商業施設に見られるようなフードコート形式の飲食スペースを設けること、競走水面を望める立地に食堂を設けること、及び地元の人気店を誘致すること等、さまざまな方策が考えられる。また、長期的なファン層拡

大が望める家族連れの来場を促すべく、女性や子供の嗜好に着目したテナントづくりにも目を向けることが望まれる。これらの実現に際しては、現在の施設の大幅な改修等、多額の予算を必要とするものもあるが、老朽化した施設の改修及び建替え等の計画と併せて積極的に検討すべきであろう。

また、より魅力的で集客力のあるテナントづくりが実現した折には、一般市民にこれを周知し、レース開催の有無に関わらずに来場を促すべく、タウン誌やクーポン誌等へのテナント情報の掲載を検討することも有用であろう。

(6) 有料指定席の利用状況について

1) 概要

競艇場の主たる収入は、舟券売上、入場料収入、有料指定席の入場料である。

舟券売上が減少する中で、有料指定席の利用状況、料金設定、サービスの内容、収入増加策の実施状況を確認検討することは、意義があるものとして監査の対象とした。

現在の有料指定席の内容は下記の表のとおりである。

場所	名称	内容	サービス	人用(人)	定員(席)	料金(円)	
						500円	通常料金
中央スタンド4階	一般指定席	指定席	ワンドリンク付	1	672	200円	単独場外
							8レース発売締切後
中央スタンド5階	ロイヤル席	指定席	フリードリンク スポーツ新聞進呈 昼食券(700円分) 個別モニタ 指定駐車場	1	42	3,000円	通常料金
						1,000円	単独場外

(注) 通常料金以外で利用する場合は、昼食等のサービスはなく、設備の利用のみである。

2) 実施した監査手続

有料指定席の利用状況を確認するため、一般指定席及びロイヤル席の入場者数を集計した資料、時間帯ごとの入場者数を集計した資料、料金決定時の資料、入場料収入増加策の実施状況の資料を閲覧し、担当者に質問を実施した。

3) 結果及び意見

(意見)

有料指定席の利用者の増加を促進すべきである。

① 利用状況

一般指定席、ロイヤル席は、日誌により利用者の状況を管理している。平成17年度から平成20年度までの利用状況は以下のとおりであり、一般指定席、ロイヤル席共に利用率は減少傾向にある。

一般指定席

年度	開催日数	総座席数	利用者数合計	1日平均利用者	平均利用率※
平成17年度	179日	672席	41,625人	232.5人	34.60%
平成18年度	180日	672席	37,607人	208.9人	31.09%
平成19年度	180日	672席	35,997人	200.0人	29.76%
平成20年度	186日	672席	34,625人	186.2人	27.70%

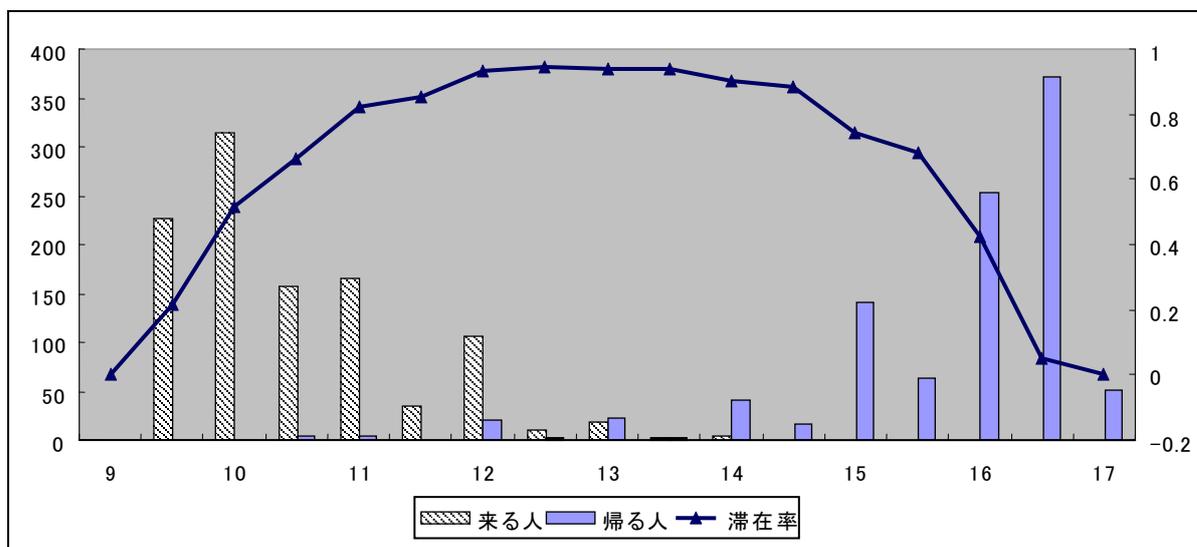
ロイヤル席の利用状況

年度	開催日数	総座席数	利用者数合計	1日平均利用者	平均利用率※
平成17年度	179日	42席	4,051人	22.6人	53.88%
平成18年度	180日	42席	4,080人	22.7人	53.97%
平成19年度	180日	42席	3,833人	21.3人	50.70%
平成20年度	186日	42席	3,772人	20.3人	48.28%

※ 平均利用率 = 1日平均利用者数 ÷ 総座席数

(注) 一般指定席、ロイヤル席共に各年度を比較するために、自場開催時（単独場外販売を除く）の利用状況の数値を集計したものである。

次のグラフは、平成18年度実施アンケート結果に基づき、下関競艇場の入場・退場の状況を時間帯ごとにまとめたものである。なお、滞在率は、各時間帯における滞在者数（当該時間帯までの累積入場者数から当該時間帯までの累積退場者数を控除した人数）を1日の来場者数合計で除した割合である。





午後 1 時前後以降、入場者はほとんどいなくなり、退場者が増加している。

このような状況を受けて、平成 20 年度には、一般指定席で、8 レース発売締切後の入場者の入場料割引を実施している。また、一部の単独場外発売日にも一般指定席、ロイヤル席の入場料割引を実施している。入場料割引実施の結果は、以下のとおりである。

一般指定席割引時の利用状況  
(8 レース発売締切後)

実施日	総座席数	利用者数	1 日平均利用者数	平均利用率
37日	672席	151人	4.1人	0.61%

(単独場外日)

実施日	総座席数	利用者数	1 日平均利用者数	平均利用率
5日	672席	1,006人	201.2人	29.94%

ロイヤル席割引時の利用状況  
(単独場外日)

実施日	総座席数	利用者	1 日平均利用者	平均利用率
25日	42席	852人	34.1人	81.14%

表中の平均値は、一日当たりのものである。競艇事業局は、一般指定席の割引を行うことで一日の平均利用率を 30%まで引き上げる目標であったが、目標の達成には至っていない。他方、ロイヤル席については、通常時に比べて大幅な利用率の増加がみられる。

## ② 利用者増加策

競艇事業局は一部の価格設定の変更、ポイントカードサービスの実施及び、指定席利用者のみを対象とした Quo カードのプレゼント等の利用者増加策を講じているが、一般指定席の利用率は年々減少傾向にあり、これらの施策が効果的であるとは言い難い。

## ③ 収益性分析

利用率で示したとおり有料指定席の利用状況は低い。そこで、有料指定席について、収益性分析を実施し、指定席施策を実施することによる利益率等を分析した。有料指定席の光熱費、清掃費用等は有料無料を問わず、設備として利用する限り発生するものであるため、その費用については、収益性分析において費用から除外している。

分析結果は以下のとおりである。

(単位：千円)

(収益)	ロイヤル席	一般指定席	合計
売上	12,168	17,468	29,636
(費用)			
案内員人件費	△ 4,002	△ 7,457	△ 11,458
開催従業員人件費	△ 3,837	△ 1,918	△ 5,755
サービス関連費用	△ 2,749	△ 989	△ 3,738
差引粗利益	1,581	7,104	8,685
〔利益率〕	〔12.99%〕	〔40.67%〕	〔29.31%〕
指定席管理者人件費			△ 1,961
差引			6,724

(注) 平成20年度の実績の数字を利用を算定している。また、サービス関連費用で指定席では、ドリンクサービスを実施しているが、一般指定席、ロイヤル指定席共に1人1杯の利用と仮定して算定している。

指定席施策を実施することで一定の利益を獲得しているが、平成20年度の一日平均来場者数2,182人に対する、指定席の一日平均利用者は、一般指定席とロイヤル指定席を合わせても206人であり、来場者数に占める割合は9%に過ぎない。総座席数714席と一日平均利用者206人を単純に比べても、推定で一日平均508席程度は利用されておらず余剰となっている。

一般指定席、ロイヤル席の利用者にアンケート等を取り、顧客満足度を向上させるとともに、未利用者に対してもアンケート等により、指定席利用の阻害要因を把握し、より一層の利用率向上を目指す必要がある。

## (7) 広告宣伝の実施について（折込チラシ実施による効果検証について）

### 1) 概要

下関競艇場では、平成 20 年 5 月より下関競艇場への来場促進のため、一般新聞紙に競艇開催チラシを折込み、下関・宇部・小野田地域に 1 月当たり約 20 万部配布している。売上の減少する競艇事業において、売上増加のためには本場の来場者を増加させることが必要であり、その手段の一つである広告宣伝の実施状況を検討することは意義があるものとして監査の対象とした。

### 2) 実施した監査手続

折込チラシによる広告宣伝の実施状況を確認するため、担当者に質問を実施し、サンプルとして 9 月分の折込チラシを閲覧した。また、折込チラシ実施による効果の検証状況を確認するため、競艇事業局による効果検証資料（平成 20 年 11 月作成）を閲覧し、担当者に質問を実施した。

### 3) 結果及び意見

配布先は、来場者が多い地域（下関市、宇部市等）を中心に選定している。

競艇事業局による効果検証では、近年の入場者数の減少を踏まえ、過去 5 年間の入場者数の対前年度比の平均を利用して、減少傾向を反映した平成 20 年度の想定入場者数を算定している。これに対し、平成 20 年度の入場者数実績（平成 20 年度途中で検証を行っているため、一部実績からの推定が含まれている。）を比較することで、折込チラシによる効果を検証している。

当該検証では、平成 20 年度の折込チラシ配布前の想定入場者数が 40 万人をわずかに下回ると算定し、折込チラシ実施後は 40 万人をわずかに上回るという見積もりになっていた。実際には、平成 20 年度の入場者実績は 405,921 人であった。

検証内容と実績との間には著しい乖離は生じておらず、合理的な検証が行われていたといえる。

しかし、入場者数の減少傾向が抑えられたことが、必ずしも折込チラシの実施による影響のみであるとは限らず、効果の検証には様々な視点からの分析が必要である。

この点、チラシの一部をプレゼント応募券として利用することで、チラシによる反響をフィードバックする試みを実施している。これにより、情報収集としての側面も期待される。

競艇事業局では、一般新聞紙に競艇のチラシを折り込むことで、普段競艇に接する機会の少ない人々に競艇をアピールできると考えており、今後も継続して実施する予定である。費用対効果を適切に把握すべく、今後も様々な視点からの分析が期待される。

2. 総括的意見（将来に向けて）

（意見）

- ① 効率的な組織運営と適正な期間損益計算を行うために、地方公営企業法の全部適用を検討すべきである。
- ② 経営状況によっては、包括的民間委託を検討すべきである。
- ③ 競艇事業を取り囲む経営環境が年々悪化している状況下で、各施行者が取り得る施策は限られており、自助努力だけでの経営改善は極めて難しい状況にある。交付金・負担金について、関連団体へ改善要望をすべきである。

競艇事業には、「中高年層の地元市民に長年慣れ親しまれているレジャー施設」という側面があり、少額の資金で一日過ごすという高齢の地元競艇ファンは多い。発売形態が多様化し、電話投票やインターネット発売が急速に普及する一方で、このような熱心な地元ファンが競艇そのものの魅力を支えているともいえる。それゆえ、10年20年後の競艇事業の将来を見据えた場合、今、ファン層の裾野を拡大しておくことは極めて重要であり、事業存続に直結すると思われる。

以下の表は、国立社会保障・人口問題研究所が公表している2009年人口統計資料の一部である。

将来の市区町村別人口及び指数（2005年=100とした場合）

地域		総人口（上段：人）／指数（下段：％）						
		2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年
総人口	下関市	290,693	278,374	265,080	250,009	234,001	217,839	201,517
		100.0	95.8	91.2	86.0	80.5	74.9	69.3
生産者人口（15歳～64歳）	下関市	179,566	165,436	148,383	135,649	125,514	115,937	105,653
		100.0	92.1	82.6	75.5	69.9	64.6	58.8
65歳以上	下関市	74,343	79,843	87,916	89,605	86,580	81,930	77,583
		100.0	107.4	118.3	120.5	116.5	110.2	104.4

あくまでも推計であるため参考情報ではあるが、2005年から2035年にかけての人口推移のトレンドが伺える。減少が見込まれている日本の総人口の中、下関市の減少傾向は顕著である。ことさら生産者人口に限っては、2035年の人口が2005年比の6割以下になる見込みである。競艇事業に限らず、地域経済・地方自治に深刻な影響を与えるものと推定される。

人口が減っていく中、ファン数を増やすことはもちろんのこと、現状数を維持することすら困難な情勢である。このような環境の中で、下関市の競艇事業は、その主たる目的を達成することが求められている。すなわち、競艇事業の主たる目的は、一般会計への繰出

金を通じた地方財政への貢献である。それゆえ、毎年度経常的に繰出金を計上することは競艇事業の重責であるが、近年は繰出を行っていない。

過去、累計で約 639 億円の繰出を実施してきたことは厳然たる事実であり、その財政貢献は極めて大きかったといえる。だが、当該スキームが過渡期にあることも現実である。

元来、公営競技とは、赤字事業になったら直ちにその存在意義を失ってしまう性質の事業である。それゆえ、仮に撤退する場合に想定されるコスト（退職金や資産除去債務等）や法的制約についても、平時の段階で検討し、少なくとも一般会計からの補填を受けるようなことだけは避けなければならない。

競艇事業が、今後も一般会計への繰出金を通じた地方財政への貢献を継続するために、以下の視点での改善が必要である。

## (1) 組織体制・経営手法の再構築について

### 1) 組織運営のあり方

地方公共団体の特別会計は、当初予算に縛られ、必ずしも迅速な意思決定を可能とする組織体制とはいえない。一部の施行者では、モーターボート競走事業の運営組織を地方公営企業化している。地方公営企業は、自治体の通常の行政機構とは別に設置された組織であり、事業運営に当たっての企業管理者の自由度が大きく、当該組織内で人事運用・人事育成等が可能となるなど、収益事業の実施によりふさわしい組織体制と思われる。地方公営企業化も 1 つの選択肢として、今後の組織運営を議論する必要がある。

### 2) 会計処理の採用・計算書類の作成について

競艇事業特別会計の決算書は、収支のみの歳入歳出表として作成されているので、基金や一般会計への繰出の影響を除く単年度収支の実態が把握しにくい。また、企業会計では減価償却として複数年に費用配分される支出が、単年度支出として扱われ、資産の取得があった特定の年度の決算を大きくゆがめ、適正に期間損益を把握できていない。組織運営として公営企業を採用することにも関連するが、経営マインドの醸成や、財務状況のより確かな把握のためにも、地方公営企業法の財務規定の適用を採用する必要がある。

### 3) 包括的民間委託の是非について

下関市の競艇事業は、過去、赤字が恒常化しているわけではなく、現時点で累積赤字が存在するわけでもない。その点、厳しい環境下で、他の公営競技や自治体に比し、健全な経営を遂行してきたともいえる。

一方で、公営競技のマーケットは縮小傾向にあり、他のレジャー産業との競争が激化する中、将来見通しは厳しく、従来どおりの市の事業経営で永続的に収益を確保し続けることができるか不確実である。公営競技のあり方について注目が集まっている時代背景とも相まって、今後経営悪化が顕著になれば、事業存続の可否や、市の直営方式に疑問を呈する議論が生じるものと推定される。

しかしながら、赤字即事業廃止という議論は、競艇事業がこれまで市財政に対して多大な貢献をしてきたこと、選手・市職員・開催従業員・競走会職員等多くの関係者の生活手段になっていること、あるいは、競艇が存在することによる地元経済への波及効果に鑑みれば、軽々に結論付ける性質のものではない。まずは、事業存続に向けたあらゆる手段を講ずるべきである。

その手段の1つとして、「包括的民間委託」も考えられる。包括的民間委託とは、開催業務の多くを包括して民間に委託することであり、民間の経営ノウハウを活用した売上向上やファンサービスの拡大及び経費削減を図ることができる。当該仕組みは、市が経営リスクを負うことなく、一定以上の収益を毎年確保できるという特徴がある。すなわち、委託契約には通常「収益保証」が織り込まれ、仮に売上が落ち込んだとしても、最低保証額は毎年市の収益となる。事業本来の目的に照らしても、選択肢の1つとなりうる。

あらゆる手段を講じてもなお、事業廃止という結論に至った場合は、開催従業員等関係者に対する就労支援等の必要な対策を講じるとともに、廃止費用（撤退コスト。退職金や資産除去債務など）については、平時の段階から基金に積み立てておく等で、撤退時における一般会計への負担を回避する必要がある。

#### 4) 電話投票の増加策について

近年、来場者が減少する中で、電話投票の売上高は増加している。その売上高は、場内発売にも匹敵する状況である（自場開催の場合）。電話投票による顧客獲得は、競艇事業における重要課題といえる。

このような状況下で、下関競艇では、新規の顧客獲得及び下関市施行のレースの購入を促すべく、下関市施行のレースで一定額以上の舟券を購入した電話投票者には現金及び下関市ブランドの商品をプレゼントする等の働きかけを行っている。プレゼントを受け取るには登録が必要であり、平成20年4月時点での登録者数が1,195人だったのに対し、平成21年3月には2,312人と倍増しており一定の効果が認められる。

今後も下関市の人口減少が見込まれる中で、現状の売上高を増加又は維持すべく、電話投票により広く全国から顧客を獲得することが望まれる。

(2) 競艇事業の制度上の改善要望について

競艇事業については、払戻金控除後の収入から、各種交付金・負担金が差し引かれ、さらに残額から選手賞金等の開催経費を支出している。それゆえ、競艇事業を取り巻く経営環境が年々悪化している状況下で、各施行者が取り得る施策は限られており、自助努力だけの経営改善は極めて厳しい状況にある。

例えば、施行者が赤字経営を余儀なくされている状況下で、例外なく日本モーターボート競走会や日本船舶振興会に対し交付金を納め、当該交付金が各種関連振興事業の支出に充てられるというスキームは、競艇業界全体で検討すべき問題である。

また、選手賞金・諸手当は全国一律のルールに基づいて定められており、毎年度開催費の5%前後を占める多額の費用となっている(表「開催経費に占める選手費の割合の推移」参照)。それゆえ、下関市のような規模の小さい施行者の収益を圧迫する大きな要因となっている。平成20年度の選手の平均年収は1,680万円であり、他の公営競技の平均年収と比較しても高額となっている。選手賞金が、選手の勝利に対するモチベーションを高め、ひいては競艇そのものの魅力を向上させていることは事実である。ただ、競艇事業のおかれている経営環境とのバランスには一定の配慮を見せ、賞金の配分率の変更や削減が検討されるべきである。また、施行者によっては、開催日数を絞ってコンパクトに経営するほうが採算に合う場合もあるはずであり、開催日数の削減が検討されるべきである。

開催経費に占める選手費の割合の推移(平成11年度～平成20年度)

	①選手賞金 (百万円)	②開催経費 合計 (百万円)	開催経費に 占める選手 賞金割合 (①/②)	周年以外のG I及びSG競走
平成11年度	1,135	24,682	4.60%	ダイヤモンドカップ(G I)
平成12年度	1,260	41,273	3.06%	グランドチャンピオン決定戦(SG)
平成13年度	1,232	22,243	5.54%	中国地区選(G I)
平成14年度	1,057	17,794	5.94%	
平成15年度	1,105	18,187	6.08%	
平成16年度	917	15,522	5.91%	
平成17年度	1,218	33,439	3.64%	グランドチャンピオン決定戦(SG)、中国地区選(G I)
平成18年度	896	15,103	5.94%	
平成19年度	907	14,044	6.46%	
平成20年度	964	19,983	4.83%	モーターボート大賞(G I)

### 3. その他個別論点

#### (1) 現金管理状況

##### 1) 概要

競艇場の現金は、下関市民に帰属するものであると同時に、最も不正を誘発しやすいものである。現金は適正に管理されることが基本であり、最も重要である。そのため、現金の管理状況について監査の対象とした。競艇場内の現金は、払戻のための開催資金、釣銭準備金、交通サービス用の現金、各投票所の売上金である。現金は原則として開催日に銀行から輸送され、レース終了後に再び銀行に輸送される。

##### ① 各投票所

各投票所では、自動発売機・自動払戻機による舟券の発売と開催従業員が対応する窓口での舟券の発売が行われている。有人窓口ではレースごとに各窓口のシステムの売上と現金が数えられ、自動発売機・自動払戻機は一定のレース終了後及び全てのレース終了後に機械を用いて現金を数えている。

##### ② 前売投票所

開始時間前に当日の担当者が金庫から現金を取り出し、投票所に運ぶ。開催中の管理状況は、他の投票所と同様のものである。

##### ③ 片道交通費サービス窓口

ファンサービスの一環である片道交通費サービスのうち、関門橋の通行料については、領収書と引き換えに現金で支給される。当該現金も開催時間前に中央出納から配分され、サービス受付終了時間後に中央出納に集金される。支出状況について窓口の開催従業員が書類を作成し、書類の適正性を市職員が領収書と支出額を突合して確かめている。

##### 2) 実施した監査手続

現金の管理状況の概要を把握するため、質問・観察を実施した。また、平成21年9月3日に、日々の現金確認作業が適切に行われていることを確かめるため、当該作業の状況を観察するとともに、当該作業に用いられた帳票類と現金実査結果の一致を確かめた。

##### 3) 結果及び意見

現金確認作業は必ず複数人が携わっており、現金と記録を照合する際は、各投票所、窓口で行い、その後、現金を輸送するために中央出納に現金が集められる。中央出納でも現

物の実査を行う。その方法も、一人が記録を読み上げ、他の人が現金を確認する等、お互いの牽制が働いた状況の中での作業であり、現金が移動する前後にシステムと照合することで移動中の現金の紛失を容易に発見できる体制となっている。

銀行に輸送されない前売投票所の開催資金を金庫に保管する際は、帳簿に記入するとともに、現物の実査を実施していた。

現金管理は適切に行われており、重大な不備は見受けられなかった。

## (2) 固定資産（備品） 全般的な管理の状況について

### 1) 概要

競艇場の資産は、市の所有物であるため、適正に管理されている必要がある。そのため、固定資産の管理状況を確認することは、意義のあるものと判断し、監査の対象とした。

購入した備品は、備品番号が付され、台帳に記録されるとともに、備品シールが貼付される。備品の形状等によっては備品シールを貼付することが難しいものもあり、この場合には、備品シールは備品台帳とともに保管するものとしている。備品の購入は、市の予算計画に基づいて行われる。一般的な備品については、市の契約室が契約を締結し、備品管理のためのシステムへの入力まで行っている。一部の備品の中には、業務上の性質等から特殊な備品を購入する場合もあるため、契約室からの指定を受けて、競艇事業局が独自に契約し、備品管理システムへの入力を行う。当該備品には、ボート、モーター等競艇事業特有の備品が含まれる。

備品台帳上、備品の保管場所は競艇事業局と記載されるのみで、詳細な場所までは記載されていない。そのため、競艇事業局では、詳細な保管場所の記載を追加した備品一覧で独自に備品の管理を行っている。

備品を処分する際には、備品管理システム上で廃棄の許可をとって行う。モーターについては基本的に分解して廃材として売却し、物品として使用可能な状態のまま売却されることはない。

備品の処分時には、その都度備品管理システムに入力し、備品台帳から削除する処理を行っている。

### 2) 実施した監査手続

備品台帳の整理状況の概要を把握するため、質問・観察を実施した。また、備品台帳に記載のある備品について、以下の備品をサンプルとして任意に抽出し、備品台帳と現物を

相互に照合し、現物の保管状況を観察した。あわせて、競艇事業局が独自に作成している備品一覧と照合した。

備品台帳の記載から現物の有無を確認したもの

備品番号	品名	場所
111086	紙幣計数計テラック	前売棟 第10投票所
598478	T6自動払戻機	西スタンド1F 第1投票所
106531	会議椅子オリバーKP-6065	事務所
103849	払戻用テーブル コクヨOA	中央スタンド2F 統制室
103389	黒板	中央スタンド5F 執行本部
103863	平机 イトーキAS-6	中央スタンド5F 来賓席
103887	払戻用テーブル コクヨOA	西スタンド1F 第5投票所
107846	スチールキャビネット	西スタンド4F 第7投票所
110152	ブラインドスプリング式	西スタンド4F 第7投票所
587633	乾湿両用ニバックNW-206R掃除機	整備棟

現物から備品台帳の記載の有無を確認したもの

備品番号	品名	場所
369300	キャノン LBP840	事務所
107697	保管庫引違635上下セット	中央スタンド2F 統制室
104555	応接セットプラスRS-201	中央スタンド5F 執行本部
105635	回転椅子チェア オリバーMC-513	中央スタンド5F 来賓席
594039	耐火金庫 HS-11N	西スタンド1F 第5投票所
111016	硬貨計算機グローリーCN-10	西スタンド4F 第7投票所
105194	回転椅子一般職員用850NAS	西スタンド4F 第7投票所
105519	回転椅子CR-1	整備棟
374428	電動バキュームクリーナーAS-59	整備棟
110633	ペアポートDH-9602型	整備棟

### 3) 結果及び意見

(意見)

固定資産について、定期的な棚卸を行う必要がある。

監査手続を実施した結果、抽出したサンプルについては、備品台帳の記録と現物は一致していた。しかし、平成20年度については、備品現物の調査(棚卸)は行われていない。なお、平成18年度に監査委員事務局から備品シールの貼付漏れがあった旨の指摘を受けて平成19年度に全備品を確認した際に、備品台帳の記録と現物の照合を行っている。

備品の棚卸は、記録された現物の実在性、備品の状態を確認することで備品台帳の正確性、備品の利用可能性を確認する大事な手続である。毎年すべての備品の棚卸が不可能な場合でも、重要な備品を毎年度の棚卸の対象とし、重要でない備品については、一定サイクルでの循環棚卸を行う等の適切な棚卸を行うなどの棚卸実施方法の検討が必要である。

また、備品台帳では備品保管場所を特定することが難しいため、保管場所を記載した備品一覧により備品の照合を行っているが、備品一覧の保管場所記載方法が統一されていないものがあり、保管場所の特定が困難な場合がある。棚卸で現物を効率的に探し出すためには、保管場所の記載方法を統一し、保管場所が容易に特定できることが望ましい。

### (3) 固定資産（施設・設備） 利用状況について

#### 1) 概要

年々、競艇場の来場者は減少している。今後、利用頻度が低くなる施設・設備や利用しない施設・設備が増える可能性がある。それらをどのように利用していくか、維持費等が発生している場合、処分の検討が必要でないかを判断する上で、施設・設備の利用状況を把握することは意義があるものと判断し、監査の対象とした。

#### 2) 実施した監査手続

利用していない施設・設備に関しては、維持費等の支出額を確認した。利用している施設・設備については、利用状況を確認した。あわせて現場を視察し、担当者に質問を実施した。具体的な検討対象は、東スタンド、旧休憩所、大型発電施設、駐車場（バスプールを含む）である。

#### 3) 結果及び意見

(意見)

駐車場については、一日の最大利用台数を考慮しても第三駐車場までで収容可能である。正確な利用率を算定した上で、利用が見込まれない部分については売却等の検討を行うべきである。

競艇場の外側にある駐車場と違い、監査手続を実施した駐車場以外の施設・設備は競艇場の内部にあるため、土地の部分的な売却は難しい。売却を行えない場合であっても、維持費等の支出がある場合には、処分等の検討を行うべきであるが、施設保有のみに起因する追加の維持費等は発生していない。

維持費等の発生状況及び利用状況は以下のとおりである。

① 東スタンド

入場者による日常的な利用は行われておらず、日常清掃の範囲外であるため維持費等は支出していない。ただし、大型レースの際は記者席として利用され、本年度ではGI女子王座決定戦開催時の使用を見込んでいる。その際には清掃費等で3,577千円の支出が見込まれる。通常は副審室、実況カメラの設置、第2ターンマークの風除けのための施設として機能している。当施設は、不特定多数の者が利用する建築物等に該当しないものであり、市の耐震対策に関する基準の対象外として、現在のところ耐震補強費の支出を予定していない。施設を取り壊す場合には副審、カメラを設置するための施設や防風壁等の設置による支出を検討する必要がある。

② 旧休憩所

一部を物置として使用するのみで、維持費等は支出していない。

③ 大型発電設備

現在、施設への電力供給は中国電力から受けており、設備の維持管理、常用発電の燃料価格を勘案すると利用しない方が安価なため利用していない。緊急時の電力供給も非常用発電機を利用するため、今後の利用も想定していない。維持費等も支出していない。

④ 駐車場及びバスプール

バスプールについては、過去に多くの来場者があった頃には、貸切バスの駐車場として利用していたが、現在は、競艇場閉場時に出発する無料送迎バスの一時駐車スペースとして利用しているのみである。

駐車場については、第一から第五駐車場、前売投票所、ロイヤル席の駐車場があるが、ここでの分析対象は一般の入場者が主として利用する第一から第五駐車場とする。駐車場の利用状況は以下のとおりである。

駐車場利用可能台数					
第一駐車場	第二駐車場	第三駐車場	第四駐車場	第五駐車場	合計
802台	405台	341台 (内大型14台)	36台	150台	1,734台

利用状況						
集計対象日数	総入場者数	総駐車台数	平均利用台数	利用率	平均稼働率	最大利用台数
186日	405,921人	172,716台	928.6台	42.55%	53.55%	1,486台

(注) 上記の表の数字は平成20年度の実績である。総入場者数については、「第2. 包括外部監査対象の概要 6. 入場者等の推移」の数値を利用し、他の数値は競艇事業局が自場開催日に記載している日々の日誌の数値を利用している。利用率等は、駐車台数一台当たり一人が利用するものと仮定している。

利用率等の算定は以下の算定式による。

$\text{平均利用台数} = \frac{\text{総駐車台数}}{\text{集計対象日数}}$	$\text{利用率} = \frac{\text{総駐車台数}}{\text{総入場者数}}$	$\text{平均稼働率} = \frac{\text{平均利用台数}}{\text{駐車可能台数}}$
------------------------------------------------------	--------------------------------------------------	------------------------------------------------------

第一駐車場から第三駐車場までの駐車可能台数の合計は、1,548台（内大型14台）であり、平成20年度の実績の最大利用台数の1,486台であることから、第四、第五駐車場は、余剰であると推測できる。駐車場は立地上、競艇場内部の遊休施設・設備と違い、部分的に売却することも可能であるため、余剰部分が存在するならば売却や他の利用方法の検討を行うべきである。

#### （4） 固定資産 女性・子供室の利用状況について

##### 1） 概要

ファン層の高齢化が進み、若年層や女性の新たなファン層の獲得は喫緊の課題である。下関競艇でも、新たなファン層の獲得に向け、様々なサービスを提供しており、そのひとつが女性・子供室の設置である。そこで、女性・子供室が、利用者のニーズに合致したものであることを確認することは意義があると判断し、監査の対象とした。

##### 2） 実施した監査手続

平成21年度家族室日誌の閲覧し、利用頻度を確認した。あわせて現場を視察し、現場担当者へ質問を実施した。

##### 3） 結果及び意見

（意見）

平日における女性・子供室の利用は極めて少ないにもかかわらず、一日中常駐の人員を配置したり、光熱費を費やすのは合理的でない。時間を短縮してサービス提供するなどの工夫をすべきである。

日誌を閲覧した結果、平日の利用は極めて少ない（0～2人くらい）のに対し、土日の大型レース開催時は、比較的多くの利用者がいることが確認できた。子供をつれてくるファンや、女性が安心して競艇を楽しめるように当該施設を設置する趣旨はもつともである。しかし、利用頻度から平日と土日、同じサービスを提供する必要があるとは考えにくい。

すなわち、一日中、ほとんど利用がない部屋に常駐の職員を配置したり、光熱費を費やすのは合理的でない。時間を短縮してサービス提供するなどの工夫をすべきである。

(5) 片道交通費の負担サービスについて

1) 概要

下関競艇場では、集客増加のためのファンサービスの一環として、端数切捨金収入を活用し、下記に示した片道交通費サービスを実施している。

内容		支給額
関門国道トンネル通行料	回数券支給	100円、150円
関門橋通行料	通行料支給（現金）	300円～600円
関門汽船利用料	回数券支給	390円
JR料金	長府駅からの回数券支給	180円～950円
無料バスの運行	一日10便ほど	—

換金性の高い回数券及び現金を扱う作業には、通常、不正発生のリスクが高い。そのため、現金管理同様の適切な管理体制が整備、運用されているかを確かめること、競艇事業の収支が芳しくない状況下で当該片道交通費サービスが適正な範囲内の支出であるかを検討することは意義があると判断し、監査の対象とした。

2) 実施した監査手続

回数券の管理状況、購入のタイミング、購入額の決定方法、各種サービスの利用状況を確認するため、利用者数を集計した資料、片道交通費サービスの実施決定の資料を閲覧した。

回数券・現金については、現物を実査し、必要に応じて担当者に質問を実施した。

3) 結果及び意見

(意見)

来場者増加策としての側面もあるが、利用率等の分析を行い、効率化に向けてサービス内容の変更等を考慮すべきである。

① 管理状況について

片道交通費サービス窓口で毎日管理表を作成するとともに、現金残高及び未使用回数券の実査が行われており、実査結果と管理簿が一致することを確認した。回数券の購入タイミングについては、使用期間に制限のないものについては、一定数になる都度、競艇事業

局内の決裁を経て購入している。片道交通費サービスの中で特に利用者が多く、3ヶ月の使用期間がある JR の回数券については毎日使用状況を管理し、レースの規模、過去の実績を勘案し各節ごとに必要数を購入することで、期限切れによる損失を回避している。

② 利用状況について

端数切捨金収入の取扱については、全国モーターボート競走施行者協議会研修資料において次のような記載がなされており、下関競艇場においては片道交通費サービスなどの原資となっている。

『勝舟投票券は、モーターボート競走法第 10 条により、10 円の券面金額 10 枚以上を 1 枚として販売することとされており、このため払戻金算定時に 1 円未満を切捨てる（10 枚分であるので、1 円単位の払戻金はない）ことが同法 17 条で規定されている。この 1 円未満相当額を端数切捨金という。施行者は、この収入を幅広くファンサービスに還元するとともに、収益の均てん化の一環として自治医科大学、自治総合センター及び地域創造に供出している。』（全国モーターボート施行者協議会研修資料より引用）

利用状況及び端数切捨金収入との関係は以下のとおりである。

利用状況の推移

(単位：千円)

		平成18年度		平成19年度		平成20年度	
		総支出	利用人数	総支出	利用人数	総支出	利用人数
全サービス合計		110,056	189,621人	102,792	169,355人	104,864	168,190人
(内数)	(JR)	(46,219)	(100,817人)	(39,863)	(87,938人)	(39,534)	(86,149人)
	(バス)	(57,103)	(64,136人)	(57,311)	(61,324人)	(60,291)	(62,069人)
	(その他サービス)	(6,734)	(24,668人)	(5,618)	(20,093人)	(5,039)	(19,972人)
端数切捨金収入		29,392		29,916		43,085	
資金不足		△ 80,664		△ 72,876		△ 61,779	

利用率は以下のとおりであり、入場者の 30%程度が利用している。なお、平成 18 年度に実施したアンケート結果によると、片道交通費サービスの対象となる交通手段による来場者数も全体の 30%程度であった。

アンケートの実施が平成 18 年度、利用率の算定は平成 20 年度の実績によるため比較期間にズレはあるものの、片道交通費サービスの利用率は極めて高いと推定される。

片道交通費サービス利用率

		利用率	人数	数値の内容
入場者			405,921人	第2. 包括外部監査の対象の概要 6. 入場者等の推移の表 参照 (自場開催分)
合計		29.98%	(121,690人)	全サービス合計
(内数)	JR回数券	14.30%	(58,057人)	総利用者数 (86,149人) × $\frac{\text{自場開催日数 (186日)}}{\text{総開催日数 (276日)}}$ 事業局作成の日誌の数字
	バス利用者	11.64%	(47,268人)	
	関門橋	1.33%	(5,414人)	
	関門汽船	0.15%	(616人)	
	関門トンネル	2.55%	(10,335人)	

(注) 利用率=各サービス利用者/入場者

③ 収支状況

片道交通費サービスの利用状況については、日誌により把握できるが当該資料を利用した分析等を行っていない。

片道交通費サービスの収支状況について平成20年度の実績をもとに分析すると以下のとおりとなる。

	自場開催	受託販売	備考
来場者平均購買額 (A)	17,576円	17,576円	
上記中、下関市に帰属する率 (B)	20.73%	16.37%	
一人あたり純売上 (C)	3,644円	2,877円	= (A) × (B)
片道交通費サービス 一人あたり平均単価 (D)	363円	363円	= $\frac{\text{資金不足 (利用状況の表)}}{\text{利用者人数 (利用状況の表)}}$
差引	3,281円	2,514円	= (C) - (D)
割合	9.96%	12.62%	= (D) / (C)

片道交通費サービスは、一人あたり売上高（負担金、交付金等控除後の売上高）に対し10%程度の負担となっている状況である。当該業務に関連する開催従業員の人件費等を考慮すると負担率はさらに大きくなる。

来場者増加策としての側面もあるが、利用率等の分析を行い、バスの巡回範囲と重複するJR路線部分の片道回数券の配布の中止や、回数券の配布に代えて一日当たりの平均利用率が低い一般指定席の無料利用券の配布へ切り替える等、効率化に向けてサービス内容の変更等を考慮すべきである。

## (6) 未発行舟券ロールの保管方法

### 1) 概要

過去、窓口の従業員が目視で勝舟投票券の確認を行っていた頃には、未発行舟券ロールの厳重な管理が必須であった。情報システムの技術革新等により、舟券の発券・勝舟投票券の照会はシステムによって行われるようになり、発券された舟券には識別番号が記載されるため、偽造発行や二重発行のリスクは極めて低くなった。しかしながら、当該リスクは皆無とはいえないため、最低限、過不足なく必要数を購入保管する必要があると判断し、監査の対象とした。

### 2) 実施した監査手続

業務実施状況の観察、担当者への質問、現物の実査を実施した。

### 3) 結果及び意見

観察及び質問の結果、管理状況の概要は以下のとおりである。

ロールは自動発売機用と有人機用に区別される。両者は、倉庫でそれぞれ区別して保管されており、通常施錠されている。倉庫の鍵は、市の職員が管理しており、倉庫内での作業は市職員が立ち会い、開催従業員のみでは行えない。各投票所で使用しているロールは、一日のレースが終了した後、倉庫に集約して保管され、翌日、第1レース開始前に再び各投票所に運び使用される。倉庫での作業は必ず市の職員が立ち会い、開催従業員のみでは行えないようになっている。

各投票所では、自動発売機及び有人機別に、舟券受払簿によりロールの管理を行っている。倉庫から受け入れた数と倉庫へ返納した数を日々記録し、使い切ったロールの数も記録している。使い切ったロールは倉庫内にあるシュレッダーで処理され、ごみとして処分されるまで倉庫で保管されている。

平成21年9月2日を対象に未発行舟券ロールを実査した結果、各倉庫内の在庫数、各投票所での使用数は記録と一致しており、未発行舟券ロール管理は適切に行われていた。

効率化の観点から、偽造リスク等が低減化された現状に応じた管理体制への移行も議論の余地があると考えられるが、現状の管理体制に重大な不備は見受けられなかった。

## (7) ファンサービス用品の管理

### 1) 概要

ファンサービスの目的で所有している Quo カードは、比較的換金性の高いものであり、現金同様不正の発生の可能性がある。市民に帰属する財産が適切な管理体制下にあることを検討することは意義があると判断し、監査の対象とした。

### 2) 実施した監査手続

管理状況の観察、担当者への質問、現物の実査を実施した。

### 3) 結果及び意見

管理簿には、利用目的、利用者、利用数が記録されており、ファンサービス用品の現物と在庫記録は一致していた。また、保管場所は施錠されており、保管状況に重大な不備は見受けられなかった。

## (8) 工事請負契約

### 1) 概要

平成 20 年度の工事請負費は、当初予算 20,000 千円にて執行する予定であったが、モーターボートの同時発艇を制御する発艇ピット施設等の老朽化が認められ、モーターボート競走法が要求するレースの適正な実施に支障をきたす恐れがあった。このため、補正予算 65,470 千円を計上し、補正後予算総額 85,470 千円にて実施している。

平成 20 年度の支出計算書に計上している工事請負費 85,414 千円（実績額）の主たる工事内容も発艇ピット改修工事、発艇ピット自動制御盤改修工事などである。

### 2) 実施した監査手続

平成 20 年度の工事請負契約のうち、次に掲げる金額が大きい契約 4 件を抽出し関連する書類等を開覧し、工事請負契約が法令等に従い適切に行なわれているか検討した。

(単位：千円)

工事名称	請負者	契約方法	予定価格 (ア)	工事契約額 (イ)	(イ)/(ア)
i 下関競艇場発艇ピット用 フローター改修工事	A社	随意契約	4,760	4,750	99.79%
ii 下関競艇場発艇ピット改修 工事	B社	随意契約	47,042	44,900	95.45%
iii 下関競艇場発艇ピット自動 制御盤改修工事	C社	随意契約	13,700	13,000	94.89%
iv 下関競艇場発艇中央スタンド 無停電装置改修工事	D社	指名競争入札	2,132	1,890	88.65%
合計額			67,634	64,540	

(注) 予定価格及び工事契約額には消費税等を含まない。

### 3) 結果及び意見

#### ① 契約方法について

工事請負契約の締結については、下関市財務規則（平成 17 年 2 月 13 日規則第 55 号）に準拠することが求められている。同財務規則の第 129 条は、随意契約によることができる限度額を定めており、「工事又は製造の請負」については、130 万円を限度額としている。

抽出した工事請負契約については、いずれも予定価格が 130 万円を超えているが、i から iii の工事については随意契約によって契約が締結されている。

i から iii の工事請負契約に係る執行伺書（随意契約に関する理由書を含む）には、以下の理由が記載され、地方自治法第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に照らして随意契約とすることに著しく合理性を欠くことはない旨を説明している。

（理由書記載内容）

- ・ 必要とする物品の製造、修理、加工について専門性が極めて高く競争入札に適さないこと
- ・ 平成 21 年 1 月以降の自場開催日以外の限られた期間で実施すること
- ・ 過去に施工した実績があること

下関市財務規則 131 条では、随意契約によろうとするときは、原則として、なるべく 2 人以上の者から見積書を徴さなければならない旨を定めている。

（参考）下関市財務規則 131 条

契約担当者は、随意契約によろうとするときは、なるべく 2 人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、見積書の徴取を省略することができる。

- （1）証紙、切手、官報、新聞等別に価格の定まっているものを買入れるとき。
- （2）官公署と契約するとき。
- （3）契約の目的又は性質により見積書を徴しがたいと認められるとき。

i から iii の工事について、契約事務書類を閲覧したが他社の見積書が徴取されていなかった。徴取していない理由につき、担当者に質問したところ以下の回答を得ている。

工事名称	担当者回答（他社見積書を入手していない理由）
i 下関競艇場発艇ピット用フローター改修工事	選手が整備場から発艇ピットまでの移動で使用する栈橋のフローター（浮き）が、腐食により浸水し、フローターとして機能しなくなった。自場開催レースがあるため、応急処置としてフローターの代替品を準備できること、フローターの製作・設置まで短期間で履行できることが業者選定の条件となった。A社は、既存フローターを設計した業者であり、①設計作業が不要であり、短期間で製作・設置できる能力を有していること、②フローターの予備品も保管していたことを評価して同社を選定したため、他社からの見積書は徴取していない。
ii 下関競艇場発艇ピット改修工事	全国の競艇場24場のうち、22場はB社の発艇ピットを設置している。また、B社は、当該発艇ピットにつき特許を取得している。既存の発艇ピットと同種のものを設置する場合、他に契約履行可能な業者は存在しない。このため、B社以外の見積書は徴取していない。
iii 下関競艇場発艇ピット自動制御盤改修工事	モーターボートの同時発艇を制御する装置は、自動制御盤と中継装置が一体となっている。同種装置を製造しているメーカーは他に1社あるが、当該工事は自動制御盤のみの改修工事であり、他社に発注する場合、中継装置も含めて取替えることとなり工事価額が増加することが見込まれた。既存装置を納品したC社との随意契約が合理的と判断し、他社からの見積書は徴取していない。

随意契約に関する理由書、上記の回答内容を検討した結果、i から iii の工事については、下関市財務規則 131 条 1 項第 3 号に定める他社見積書徴取の省略が認められる随意契約に相当すると判断された。

以上の結果、工事請負契約の随意契約については、適法に契約事務手続が行なわれている。

## ② 指名競争入札の状況

iv の工事請負契約は、指名競争入札が行なわれている。競争入札の実施状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

指名業者	入札額	予定価格	応札率	備考
D社	1,890	2,132	88.65%	落札
E社	1,900	2,132	89.12%	
F社	2,060	2,132	96.62%	
G社	1,950	2,132	91.46%	
H社	1,590	2,132	—	最低制限価格(1,750千円)未満のため不調
I社	2,100	2,132	98.50%	

(注1) 予定価格及び工事契約額は消費税等を含まない。

(注2) 応札率は以下の算式で算定している。

$$\text{応札率} = (\text{入札額 (税抜)} / \text{予定価格 (税抜)}) \times 100$$

下関市財務規則第121条は、「契約の履行を確保するため、特に必要と認めるときは、(地方自治法施行)令第167条の10第2項の規定による最低制限価格を設けることができる。」と定められており、当該入札の最低制限価格は、1,750千円にて設定されている。

最低制限価格を下回り不調となった入札者の入札額1,590千円と最低制限価格の差額は160千円であり、著しく低廉とは認め難い。そこで、H社の履行能力を再審査した事実の有無、不調とした理由を競艇事業局担当者に質問した。

その結果、H社が提出した工事見積書の内訳は、無停電装置用のバッテリー本体価格が大半を占めており、バッテリー本体価格を除く価格では労務費等が十分ではなく、契約履行を確保し難いと評価したため不調とした旨の回答を担当者から得ている。

上記の入札結果を検討した結果、入札参加業者は、いずれも予定価格未満の金額で入札しており、かつ、落札者の応札率は88.6%となっている。当該指名競争入札には、一定の競争が働いていると評価する。また、最低制限価格についても機械的に適用するのではなく契約の履行を確保することに留意して適用している。

### ③ 業務分掌の状況

執行伺書の起案は、競艇事業局で行なっているが、工事請負契約の諸手続、設計図書、工事価格書、工事成績評定通知書の起案・決裁、並びに完成後の検収などの諸手続は、以下のとおり競艇事業局以外の複数の部署が実施しており、組織上の牽制が機能している。

工事名称	工事請負契約の諸手続実施部署	設計図書、工事価格書、工事成績評定通知書の起案・決裁、並びに完成後の検収を実施した部署
i 下関競艇場発艇ピット用フローター改修工事	下関市契約室	下関市建設部建築住宅課
ii 下関競艇場発艇ピット改修工事	下関市契約室	下関市港湾局施設課
iii 下関競艇場発艇ピット自動制御盤改修工事	下関市契約室	下関市港湾局施設課
iv 下関競艇場発艇中央スタンド無停電装置改修工事	下関市契約室	下関市建設部建築住宅課

(9) 業務委託契約 競艇事業局にて実施した指名競争入札

1) 概要

平成20年度の契約事務につき下関市契約室に報告した資料を閲覧した結果、以下の業務委託契約9件は、競艇事業局において指名競争入札を実施し契約を締結している。

(単位：千円)

業務名	契約の相手方 (落札者)	入札参加者数	契約金額 (消費税抜)
i 下関競艇場建築物環境 衛生管理業務	イ社	3	5,400
ii 下関競艇場場内日常清掃 (その2)業務 (注1)	ロ社	6	20,725
iii 下関競艇場場内定期清掃 業務	ロ社	6	6,435
iv 下関競艇場場内窓ガラス清掃 業務	イ社	6	5,400
v 下関競艇場廃棄物処理業務 (注1)	ハ社	3	4,996
vi 下関競艇場無停電装置保守 (その2)業務 (注2)	ニ社	2	632
vii 下関競艇場冷暖房機保守 (その3)業務	ホ社	3	5,150
viii ふあふあシーボート運営委託業務 業務(年間22回実施) (注1)	へ社	3	869
ix G I 下関モーターボート大賞 舞台イベント運営業務	ト社	3	835

(注1) 業務委託契約書では、1日当たりの単価(消費税抜)あるいは1車両当たり単価(消費税抜)で契約しているため、開催日数等を基に試算された年間予定額を記載している。

(注2) 下関市財務規則第127条によると指名競争入札の場合、「競争入札に参加する者なるべく3人以上指名しなければならない。」と規定している。ivの契約については、実際に緊急保守に対応可能な業者が2社しかなかったため、当該2社で実施した旨の回答を競艇事業局担当者から得ている。

2) 実施した監査手続

上記9件の指名競争入札について、関連する書類等を閲覧し、指名競争入札が法令等に  
従い適切に行なわれていることを検討した。

### 3) 結果及び意見

(意見)

外部委託による経費削減効果を維持継続するためには、指名競争入札に競争原理が働くことが必要である。指名競争入札における業者指名基準を明確にし、業務の内容によっては、市内業者だけでなく市外業者も指名し業者選択範囲を広げることを考慮すべきである。

平成 20 年度に指名競争入札を行なった各契約の入札額と予定価格（入札等比較価格）を比較検討した結果は、以下のとおりであった。

業務名	入札参加者数	通知日	入札日	入札回数	応札率
i 下関競艇場建築物環境衛生管理業務	3	平成20年3月24日	平成20年3月28日	1	100.00%
ii 下関競艇場場内日常清掃（その2）業務	6	平成20年3月24日	平成20年3月28日	1	100.00%
iii 下関競艇場場内定期清掃業務	6	平成20年3月24日	平成20年3月28日	1	100.00%
iv 下関競艇場場内窓ガラス清掃業務	6	平成20年3月24日	平成20年3月28日	1	100.00%
v 下関競艇場廃棄物処理業務	3	平成20年3月24日	平成20年3月28日	3	100.00%
vi 下関競艇場無停電装置保守（その2）業務	2	平成20年3月25日	平成20年3月28日	1	100.00%
vii 下関競艇場冷暖房機保守（その3）業務	3	平成20年3月24日	平成20年3月28日	1	100.00%
viii ふあふあシーボー運営委託業務	3	平成20年3月26日	平成20年4月4日	1	99.20%
ix GI 下関モーターボート大賞舞台イベント運営業務	3	平成20年5月24日	平成20年6月5日	1	97.90%

「v 下関競艇場廃棄物処理業務」の契約は、予定価格と入札額に大きな開きがあったため予定価格に達するまで入札を 3 回実施している。しかし、それ以外の契約は、平成 20 年 3 月 28 日に入札が行なわれ、入札回数 1 回、かつ、予定価格と同額で落札されている（全体 9 件中 6 件となっている。）。

一般に、指名競争入札は、発注者である自治体が指名業者として選定する段階で履行能力などに信用がおける業者を予め指名することで、入札後における受注者の能力不足や信用度の欠落による不履行を防ぐ効果があること、並びに地域業者を指名業者に組み入れることで地域への貢献が図れるなどのメリットがある。その反面、信用度に重きを置くため、指名業者が固定化されること、並びに価格面での競争が起こりにくくなり入札価格が高止まりするなどのデメリットがある。

下関競艇場は、近年の入場者数減少による舟券売上高減少に対し経費削減に努めている。例えば、開催従業員の新規採用を控え、減少する開催従業員に代えて開催従業員が実施していた清掃業務を外部委託することで人件費削減に努めている。

しかし、平成 20 年度の指名競争入札実施状況や過去の入札実施状況も同様であるという回答を勘案すると、落札額が予定価格の 100% であり、他の入札者の入札額も 100% を超え、入札額が高止まりしている状況が認められる。価格面の競争が働かなくなると、外部委託による経費削減効果が得られない恐れも生じうる。

下関市は、地産地消、地元発注、地元調達等に取り組み、持続的発展が可能な地域循環型経済の形成を目指す「やっぱり地元・大好き！下関運動」を推進し、市内業者への発注増に取り組んでいる。このため、市内業者から業者を指名する機会は増えるが、指名業者が固定化する恐れもある。また、競艇事業局では、指名競争入札の業者を指名する場合、登録業者であることを指名要件としているが、明確な指名基準を設けていないため、過去の入札参加者を指名しているという状況も認められた。

外部委託による経費削減効果を維持継続するためには、指名競争入札に競争原理が働くように留意することが必要である。指名競争入札における業者指名基準を明確にし、業務の内容によっては、市内業者だけでなく市外業者も指名し業者選択範囲を広げることも考慮すべきである。

(10) 業務委託契約 随意契約

1) 概要

平成20年度の契約事務につき下関市契約室に報告した資料を閲覧した結果、業務委託契約のうち46件を随意契約にて締結している。

地方自治法第162条の2第1項の各号に示される随意契約の根拠別に件数を区分すると下表「随意契約根拠別一覧」のとおりである。

随意契約根拠一覧

随意契約根拠	件数	備考
1号に該当する契約	12	下関市財務規則（平成17年2月13日規則第55号）第129条では、役務提供の場合50万円を限度とする。
2号に該当する契約	32	
3号に該当する契約	1	下関競艇場駐車場整理業務で適用があり、社団法人下関市シルバー人材センターが請け負う。
6号に該当する契約	1	(注1)
合計	46	

(注1) ロイヤル席及び指定席ドリンクサービス委託業務で適用があり、契約相手先はフールドリンクサービス用の自動販売機メーカーである。

競艇事業局担当者から、「当該サービスで利用する自動販売機更新にともない自動販売機用プリペイドカードを購入している。競争入札を行い業者が入れ替わった場合、当該プリペイドカードを破棄することになり、競争入札にすることが不利と判断し随意契約としている」旨の回答を得ている。

(参考) 地方自治法第162条の2第1項

- 1号 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき
- 2号 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき
- 3号 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）…中略…高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十一条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センターから普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約…以下省略
- 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき

## 2) 実施した監査手続

地方自治法第 162 条の 2 第 1 項 2 号に基づき随意契約を行なった 32 件の契約のうち、任意に抽出した 12 件について、関連する書類を閲覧し、随意契約となる合理的理由があることを検討した。

## 3) 結果及び意見

(意見)

固定資産に係る保守費用は長期間発生し固定費化しやすい。  
現状では、年度単位の随意契約において業者との見積合わせを行ない、前年度契約額との変化について業者から説明等を受けているが、経費削減の観点から、契約更改時の見積合わせにおいて今後も慎重な対応を継続されることを望む。

執行伺書に記載された随意契約理由等を検討した結果、特に不合理な理由はなかった。  
随意契約で締結した業務委託契約には、機械装置等の保守契約が散見された。競艇事業局は、競艇事業運営に必要な特殊な設備・機械装置を多く保有するため、緊急時の部品交換など修理対応を適切に行なう保守業者が限定されること等を理由に随意契約により業者を選定し締結している。また、特殊な設備・機械装置であるため、他社からの見積書を徴取し比較検討することは実務上難しいことは否めない。

機械装置等の固定資産は、正常に使用できるよう保守サービスを受ける必要があるが、長期にわたり使用するため、付随して発生する保守費用も長期間発生し固定費化しやすい。

現状では、保守契約を締結する年度単位の随意契約において業者との見積合わせを行ない、前年度契約額との変化について業者から説明等を受けているが、経費削減の観点から、契約更改時の見積合わせにおいて今後も慎重な対応を継続されることを望む。

以 上